

第 4 日

1. 平成29年 9月19日午前10時00分招集
2. 平成29年 9月19日午前10時00分開議
3. 平成29年 9月19日午後 5時31分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(13名)

1番 生山敬之	3番 蒲池恭一	4番 豊後力
5番 荒木政士	6番 松村慶次	7番 小山暁
8番 庄山忠文	9番 荒木拓馬	10番 池田龍之介
11番 杉村幸敏	12番 笹渕賢吾	13番 高巢泰廣
14番 杉本和彰		

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(1名)

2番 森 潤一郎

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 北原 望 書記 前田 聡子

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	福原 秀治	教 育 長	小出 正泰
総務課長	上原 真二	総合支所長兼住民課長	高木 洋一郎
会計管理者	池本文雄	まちづくり推進課長	高木 浩昭
税務住民課長	石原 康司	健康福祉課長	高岡 悦雄
商工観光課長	前渕 康彦	建設課長	中嶋 光浩
農林振興課長	富下 健次	学校教育課長	樋口 哲男
社会教育課長	荒木 和富	農業委員会事務局長	石原 忠邦
町立病院事務部長	池田 宝生	特別養護老人ホーム施設長	樋口 幸広
学校統合推進室長	下津 隆晴	監査委員	竹下 進一

12. 議事日程

日程第1 議案第30号 和水町個人情報保護条例の一部改正について

日程第2 議案第31号 和水町三加和温泉ふるさと交流センター設置及び管理条例の一部改正について

日程第3 発議第1号 和水町議会議員定数条例の一部改正について

- 日程第4 議案第32号 平成29年度和水町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第33号 平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第34号 平成29年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第35号 平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第36号 平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第37号 平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算
（第1号）
- 日程第10 議案第38号 平成29年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第40号 指定管理者の指定について
- 日程第12 常任委員長決算審査報告について
- 日程第13 認定第1号 平成28年度和水町一般会計歳入歳出決算
- 日程第14 認定第2号 平成28年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算
- 日程第15 認定第3号 平成28年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算
- 日程第16 認定第4号 平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算
- 日程第17 認定第5号 平成28年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算
- 日程第18 認定第6号 平成28年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算
- 日程第19 認定第7号 平成28年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算
- 日程第20 認定第8号 平成28年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算
- 日程第21 認定第9号 平成28年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算
- 日程第22 認定第10号 平成28年度和水町病院事業会計決算
- 日程第23 報告第4号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第24 同意第3号 監査委員の選任について
- 日程第25 発議第2号 和水町ふれあい会館天井改修工事調査特別委員会設置に関する決議
について
- 日程第26 陳情等の常任委員長報告について
- 日程第27 閉会中の継続審査について
- 日程第28 閉会中の継続調査について（各委員会）
- 日程第29 議員派遣について
- 追加日程第1 発議第3号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について

開議 午前10時00分

○議長（杉本和彰君） 起立願います。おはようございます。

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日は、報道関係の皆様より、写真、ビデオカメラの撮影の申し出がありましたので、許可して
います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

町長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 皆さん、おはようございます。

本題に入ります前に、皆様方にも大変御心配をいただきましたけれども、台風18号、直撃かと思いきや、無事にやり過ごすことができました。大変ありがとうございました。

なお、列島各地に大きな被害をもたらしておりますけれども、被害地に対しては、心からのお見舞いを申し上げたいと思います。

本題に入らせていただきます。本定例会におきまして、一連の私の答弁等について皆様への疑念、困惑を生じさせ、特に、ふれあい会館工事問題につきましても、厳しい御指摘、御質問をいただいているところでございます。つけましても、私の認識不足による誤解を与えるような答弁等につきましても、大変申し訳なく、深く深くおわびを申し上げる次第でございます。

一部偽証ではないかというような御指摘もございましたけれども、私の答弁がダクトの結露に偏重していた事実は、そのとおりであります。しかしながら、時の状況を御理解いただきたいの一心で、決して他意に基づくものではなかったことは、なにとぞ御理解を賜りたく存じます。

また、職員の答弁につきましても、偽りとの認識はなく、知る範囲で一生懸命の答弁を申し上げたものであると思います。より具体的な説明等々、設計者、前担当者からの直接説明も考えたところでありましたが、本定例会まで実現できず、今日に至ってしまいましたことも、あわせておわびを申し上げます。

私をはじめ携わった者が設計書あるいは工事業務等に不慣れなこともありまして、結果として誤解を与えるような報告、答弁となりましたことを心からおわびを申し上げます。

また、本件の混乱を招いた大きな要因は、設計変更の決裁時に議会への報告または協議を怠ったことにあると思っております。この点につきましても、何の弁明も抗弁もできませんし、かつ、その余地もないものというふうに考えております。私の失策以外のなにものにもなく、ひたすらにおわびを申し上げる次第でございます。

冒頭の時間をいただきまして、大変恐縮でございましたけれども、以上2点につきましても、改めてのおわびを申し上げさせていただきます。誠に申し訳ありませんでした。

日程第1 議案第30号 和水町個人情報保護条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第1、議案第30号「和水町個人情報保護条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第30号、和水町個人情報保護条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第31号 和水町三加和温泉ふるさと交流センター設置及び管理条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第2、議案第31号「和水町三加和温泉ふるさと交流センター設置及び管理条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第31号、和水町三加和温泉ふるさと交流センター設置及び管理条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 発議第1号 和水町議会議員定数条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第3、発議第1号「和水町議会議員定数条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 和水町議会議員定数条例の一部改正についての反対討論を行います。

この提案は、議員定数の適正化を図るために、定数14を12にするというものです。合併して、12年近く経過しようとしております。合併前は2町あわせて議員定数は26でしたが、合併時の平

成18年に定数16になりました。その後、4年後の平成22年に定数を2議席削減し、14になり、今回また削減で定数を12にするというものであります。

議会は、行政のチェック機関であり、議員は住民の声に耳を傾け、代弁し、住民の福祉を充実させ、暮らしを守り向上させなければなりません。その議員の定数を削減し続ければ、住民の声を取り上げる議員が減ることであって、それは議会が果たすべき役割が弱まることにつながります。2町合併の16議席からすると、4議席減は25%減少になり、議会制民主主義制度のもと、町の事業や予算を議論する議員が少なければ、議会の量も質も下がります。

また、少人数の議員によって、町の進むべき道が決定されます。委員会構成も大きく変化し、活発な審査や議論が少なくなるのではないのでしょうか。議員定数の適正化の基準は、何かよくわかりませんが、現在の和水町の人口、有権者の状況からすると、議会議員の法定定数は22であります。この目安から考えれば、今回の定数14を2議席削減することは、山積している合併後のまちづくりの提案と実践、そして住民の切実な願いに応えるには、大きなマイナスになることを指摘し、反対討論といたします。

○議長（杉本和彰君） 討論ありませんか。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 皆さん改めまして、おはようございます。私、3番議員の蒲池でございます。

発議第1号、和水町議会議員の定数条例の一部改正について、賛成討論をさせていただきます。

地方分権の発展に伴い、地方自治が担う役割は、ますます増大し、少子高齢化に伴う福祉施設施策の推進や定住促進の推進、さらには生活関連資本の整備充実や地域産業の振興対策など、地域の実情に即した事業発展が今求められてますが、現在の地方行政は、地方交付税の削減によって、行政改革はもとより財政健全化に努めると同時に、増大する住民サービスのニーズに応えながら、地方財源の税源の充実確保並びに経費削減等、思い切った手当てが強く求められております。

その施策の一環として、議会議員の定数削減は、行政改革の流れからしてもやむを得ないと考えております。

既に、和水町議会は、合併後、平成20年12月18日、条例第24号で議員定数16を2削減して14と定めておりますが、今日の熊本県内や隣接町の同規模自治体の定数平均は、将来的な人口減少や税収の減少等を勘案して、今回さらに2人減の12とするものであります。前回削減した当時と、現在の情勢は大きく変わっており、ここは議員が率先して自ら襟を正し、経費削減に努めることが町民の負託に応えることになると確信しております。

1年間の一人当たりの議員の報酬は約500万円となっております。なお、1人当たり1期4年間の議員報酬は、約2,000万となっておりますので、今回提案しております2人削減しますと、4,000万円の経費削減となり、予算運用面での有効な資源となります。

ちなみに、県内の同規模自治体の9町村ありますが、その中で定数12の町が南関町、美里町、甲佐町、錦町、多良木町の5町で、定数14人の町村は本町と長洲町と南阿蘇村の3町村となって

おります。

それから、人口1万人前後の同規模自治体の9町村の議員一人当たりの有権者数の平均は、757名となり、仮に本町が2名削減しても、議員一人当たりの有権者数は764人となり、ほぼ9町村の平均と同数となり、削減することによって、住民の声が届きにくくなるという心配は、これで払拭されることになるのではないのでしょうか。

よって、今回、和水町議会議員定数条例の14を12に改める一部改正については、賛成の意を表し、賛成討論といたします。

○議長（杉本和彰君） 討論ありませんか。原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第1号、和水町議会議員定数条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第32号 平成29年度和水町一般会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第4、議案第32号「平成29年度和水町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ページ16ページの4款の文化財保護費についてお尋ねいたします。

12の役務費の筆耕翻訳料についての説明をお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

現在、国の登録文化財の意見、具申等の資料作成を計画いたしております。こちらは、江田にある熊本県家庭医薬株式会社、赤玉でございますが、そちらの建物を国の登録文化財のほうに具申したいと考えております。そのための建築専門家、大学の先生あたりの方についての意見書が必要になりますので、その分の予算となります。以上です。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 今の説明で納得いたしました。この筆耕翻訳料として計上されております3万につきまして、今の説明のとおり、江田の赤玉の製作されておりました建物を国文化財に登録するための筆耕翻訳料ということでございます。

翻訳の文字数は全部でどのくらいあるのか、それが1点。

それから、時代考証として、いつ頃の時代なのか。

それから、町との関わりにつきましては、大体わかっておりますので、以上2点につきましてお尋ねいたします。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） 所見の執筆でございますが、こちらは1,600字程度にまとめました分でございます。

それから、今回、今年度中に、こちらのほうの昭和4年建築の建物となっております、それを現在も置き薬という形で家庭のほうに事務所として現在も使われております。

それで文化庁の意見としては、登録文化財として値するという形で内々にはお話をいただいております。今年度中に、こちらのほうの申請を作成して資料の提出をする予定でございます。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 17ページですね、款の10教育費、項5保健体育費で、体育施設費の中に、11需用費72万、修繕料ということで補正が組まれておりますけれども、その前にちょっと、総務課長にお尋ねをいたします。

本町としては、いろいろな施設等々の保守管理とか管理業務委託契約が結ばれておると思いますが。それぞれの課において、いろいろな管理業務委託がされておりますけれども、その契約内容というのは、町で統一されているのかどうかをまず第1点。

それと社会教育課長にお尋ねいたしますけれども、昨年度は町体育館、スカイドーム2000、ふれあい会館、弓道場、和水町総合グラウンド、三加和グラウンド、春富グラウンド、多目的広場の8施設について施設管理委託契約がなされており、契約額が総額にして986万9,000円、今年度の28年度の決算資料によりますと、その額になっております。それで、今年度もこの8施設について、施設管理業務委託を契約されているのかどうかをまずお尋ねをいたします。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） ただいま池田議員のほうから、もろもろの契約等々について、町では統一をされているのかという御質問ですけれども、地方自治体の中に、公文書の書き方というのが、これは県もありますけれども、そういった中で統一されている部分につきましては、土地の売買であったりとか、土地の賃貸借、こういったものは大まかに、大まかといいますか特記事項を除いては大体様式が決まっております。内容的には当然面積、売買の金額、損害賠償、いつからいつまでと、そういった内容でございます。

ただ、全てが統一されているかということ、あと工事請負契約あたりも統一はされておりますが、

法的な消防関係の契約であったり、あとリース関係ですね、コピー機とかですね、そういったもの、もろもろにつきましては統一はされておられません、これは。ただし、結果として同じリースですけれども、内容的にはあまり変わらないのかなということでございます。統一されている、されていないの観点から申し上げますと、以上のような状況でございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） ただいまの社会教育課が管理いたします8施設については、おのおのの施設について、委託の管理業務を行っております。金額的には決算でありました986万9,000円、そちらと同額ということで、少しは見積もりを取って契約を行いますので、金額の大小は出てきますが、8施設としては契約を結んでおります。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） それでは、引き続き質問をいたしますけれども、社会教育課長、その施設管理業務委託の契約内容ですよね、どのような契約を結んでおられるのか、特に、ふれあい会館について。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） 特に、ふれあい会館ということでございますので、ふれあい会館につきましては、法的に消防、それから空調関係、それとトイレの関係といったものをふれあい会館のほうでは契約を結んで、維持管理のほうに、お願いをいたしております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） これで3回目ですのですよね、ちょっとまとめて質問をいたしますけれども、施設全体というか、そういう文言はないわけですよね、施設全体というなら屋根の上までということになるかと思えます。空調、トイレ、その他のいろいろと何点か申されましたけれども、施設全体という文言が、もし仮にあるならば、屋根の上も管理してもらわなくてはいけないのではないかと私は考えます。

それで、7月27日の全協の資料によりますと、雨漏りがした後、現場確認を7月7日に3時から教育長、社会教育課長、教育課職員、それと高岡建設でされた時のやり取りのことが文書化されております。それによると、熊本地震後の天井崩落復旧工事の際に、屋根の状態を板金屋と確認し、雨漏りの可能性があるかと把握していた。高岡建設さんから、そのような言葉があったと思いますので、そのような文章になっているかと思えますけれども、ふれあい会館の災害復旧工事、その時、協議されていると思うんですよね。全協の中で出たのは協議書が1枚でした。1枚の中には確認できなかったんですよね。この内容が、その協議される内容にあるのかどうかというのがですたい。もしあったならばですよ、これは人災ですよ。災害じゃありません。その時、真摯に言葉を受け止めてですよ、屋根にのぼって確認するべきですよ。もしなかったらですね、その

協議される工事、施工業者の方は不親切です。同じ場所で工事をする、その中でですね、協議をする時は、そういう些細な言葉でですね、言葉には出るんですよ。出るのが当然だと思います、私は。

もし、この言葉が施工業者から出ていなかったら、先ほども申し上げましたように不親切な業者です。「雨漏りがする」と板金屋さんが言っていることをですよ、それをなんで町のほうに報告しなかったのか、本当に不親切ですよ。

それと、施設管理業務委託の中に「施設全体」という文言があれば、その業務、委託契約している会社に損害賠償を打てます。確認がおろそかでしょう。業務の怠慢でしょう。それは額は72万であるけれどもですね、これは未然に防がれたんじゃないかという思いが強いんですよ。

それと、社会教育課長が空調設備についても業務委託管理をしているとおっしゃいましたけれども、何にもなっていないじゃないですか。本当に空調設備の業務委託をしているんですか。その業者はされているんですか、保守管理を。そういう業者と委託業務契約をするなら、これは税金の無駄遣いですよ。業務怠慢の業者と委託契約する●●がどこにありますか。このふれあい会館の空調というのは、何年前からか調子が悪かったんでしょう。その時に報告はなかったんですか。じゃあなぜ、報告がもしあっていたら、なぜその対応にされなかったですか。税金の無駄遣いばかりして、他は何もない。こんなばかげた話がありますか。もう少し真剣に取り組んでくださいよ。社会教育課長、弁償しますか。業務怠慢ということで。非常に私は、ふれあい会館については不愉快ですよ。お答えください。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） ただいまの「施設全体」という言葉が委託契約書の中に入っているか、入っていないかについては、ここに資料を持ち合わせておりませんので、調べて御報告させていただきますと思います。

それから、空調関係の業者さんから修理内容とかが報告されていないかということがございましたが、昨年度の実施した中では、配管の部分が修理を要するということがあっておりますので、その空調の配管、外の部分にあります、水道管、そちらのほうからの分については、修理をいたしております。

また、今年度になりましてからは、空調は使用することが、まだできませんので、こちらの空調の関係については、まだ契約等は結んでおらないと思っております。

それから、高岡建設のほうから雨漏りがという件でございましたが、これについては、協議書という形ではございませんが、ひよっとすると雨漏りの恐れはありますということで報告を得ております。それで、こちらのほうといたしましては、それをどういう形であるかというところまでは、そこまではしておりませんでした。それで、7月の大雨によりまして、屋根のといの所が、その掃除、排水になります、といの所の部分のごみ、それから杉の葉、そちらのほうで詰まっております、オーバーフローした形で、それが内側に入りまして、天井の一部が崩落したことに、原因で一部が崩落いたしております。その分の修繕費として、こちらのほうに補正予算

のほうであげさせてもらっております。以上です。

○10番（池田龍之介君） 議長、あと1回よかね。

○議長（杉本和彰君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時45分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

池田龍之介君の本件に関する質疑は、既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって、特に発言を許します。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 発言の許可をいただきまして、ありがとうございます。

先ほどの社会教育課長の答弁によりますと、高岡建設のほうから雨漏りの可能性があるというような指摘があったということでありますけれども、そうするならば、施設管理をする社会教育課、これは業務怠慢ですよ。その後、屋根にのぼられて確認をされなかったということですよ。

板金屋さんと一緒に確認した後の言葉なんですよ。専門家が見ているわけですよ、雨漏りの危険性があると。じゃあそれを確認に上がってですよ、もし7月27日の全協の資料に写真が添付されておりますよね。これだけ雨どいに木の葉とか、いろいろ詰まっておればですよ、確認に上がっておれば、素人でもこのごみは取るはずですよ、その努力すらしていないわけですよ。非常に悲しいですね。

自分の家がですよ、仮にそういうことで、工事を依頼した人から言われたらのぼって確認するはずでしょう。役場の施設だけんよかたいて、役場の金だけんよかたいて、その考えですよ。これも一般財源でしょう。町民、国民の税金ですよ。あなたの財布からも出ているわけでしょう。なんでもっと真剣に取り組まんとですか、仕事に。施設を管理している最高責任のところですよ、責任部署ですよ、社会教育課というのは。少しは責任を感じなさいよ。

何か答弁があればお願いします。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） ただいまの御質問でございますところで、「施設全体」という文言が入っていないか、入っていたかということでございますが、確認をしました。「施設全体」という文言は契約書等には入っていないということでございます。

それから、ふれあい会館の天井、天井というかといの件でございますが、ほかの施設につきましては、これは言い訳になるとかとは存じますが、ほかの施設については、職員または管理人のほうでできるという等の窓から出ている部分につきましては、職員それから管理人等で、そういう対処のほうは、葉が詰まったりとか、いろいろ水がはけない部分については、自分たちのほうで

できる範囲については、いたしております。しかし、ふれあい会館のといにつきましては、屋根の形状、そういうものがございまして、あそこの天井からのぼってから見て、自分たちでできる範囲を超えてございまして、専門家についての分が、お願いをしなければならぬというような場所ございました。それで、そこの頼むか頼まない、どうしようかというところで、そこの判断が早めに予算を要求して、そこのメンテナンスというのをすればよかったと思うんですが、それが判断が遅くなりまして、今回のような大雨によって内側のほうに雨漏り、水がオーバーフローした形で入ってきまして、一部が崩落したということに結果的にはなりました。そこの判断を私のほうが早めにつけて、専門家のほうに委託をメンテナンスのほうを頼めば、こういうことにはならなかったと思います。本当に反省をいたしております。

○10番（池田龍之介君） 議長、休憩して。

○議長（杉本和彰君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時55分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 3番です。今、池田議員のほうから質問がありましたところで、私も前回、12日一般質問の中で総務課長には、そういうマニフェストというかですね、そういうものをつくっていただきたいということで、こういうことがないよということですけども、いま一度確認ですけども、そういうことをもう一度つくっていただくようお願いしたいので答弁いただきたいということと、今回の工事内容を全協で見ますと、72万の工事がどういうものなのかということと、この中にですね、確かに屋根の途中にある雨どいですので、おけがあるような感じですよ。 「このような状況で発生したと考えられます」と書いてありますけれども、全協では、ごみじゃないような言い方ですよ、はっきり言って、説明が。7月の全協では、ごみがつかえていた部分を写真を撮られて説明されましたけど、9月8日の全員協議会の中では、あたかもそれはないような感じに受け取りました、私はですね。「コーキングの劣化により浸水した」とありますけれども、この工事はされるのか、72万にどういう工事が入っているのかをお聞きしたいと思います。

それと、15ページの6、2、3観光費、19節大河ドラマ「いだてん」和水町推進協議会負担金としてありますけれども、先月23日でしたかね、いろいろ町民の方々からの意見もとりたいということで、多分会議をされていますけれども、そのような内容を含めて、今後まちづくり推進課並びに町として、どういう取り組みをされていくのか。今の現状でですね、わかっている部分でお答えいただきたいと思います。

以上2点について、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） 今回の72万円の工事の内容でございますが、コーティング、そちらの分の工事費は入っておりません。こちらは天井材をはずして、そこに新しい天井材、そこだけを天井材をはめ込むというものになります。その工事費だけでございます。以前お示しいたしましたコーティング等についての工事費は含まれておりません。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前渕康彦君

○商工観光課長（前渕康彦君） ただいま蒲池議員から、大河ドラマの推進協議会負担金についての御質問があったかと思えます。

8月23日に町民説明会、24日に推進協議会を立ち上げまして、これから事業の内容につきましては、その協議会のワーキンググループを中心に具体化に向けて、急ぎ検討を進めてまいりたいと考えております。

今回の補正につきましては、主だったものだけ申し上げますと、まずロゴやキャラクターの製作業務委託に116万円ほど、それからホームページの作成及び運営の業務委託に65万円ほど、それから箱根駅伝等での金栗四三さんをPRするというので、旅費を中心として40万円ほど、主なものを組んでいるところでございます。

いずれにしましても、玉名市や南関町との広域連携も視野に入れながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 一般質問の時も申し上げましたけれども、早速次の幹部会等々で議題に出しましてですね、維持補修、メンテナンス等々の統一的な基準、それと各所で持っております行政財産ですので、各部署部署で計画書の作成のほうを取り組みたいと思えます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） その分は、やっぱり人災、今回の件は私もちよっと人災じゃないと思えます。そういうことですね、しっかりとした課長が誰が代わってもですね、そういう特に高い部分ですよ、やっぱり。なかなか見に行けない、日頃は見れる部分と見れない所とありますので、やっぱり降水量がこれぐらいになったら水が流れてこんとおかしいよね、やっぱり日々見よかんことにはですよ、見てないことにはですよ、そういうことがわからないと思えますので、そこはですね、三加和中学校もしかりです。今回もしかりです。やっぱりそういうことを教訓にしながら、我々はしていかなければ、本当に72万が無駄にもなりますしですね、やっぱり生きた金にするためには、これがないようにすることが必要だと思います。

そんな中で、もう一回言いますが、結局ですね、社会教育課長、申し訳ないんですけど、こ

の前の全協の中では、あたかもコーティングの劣化により、もう一回言いますよ、「一般家庭のように屋根のいちばん先、軒先に雨どいがあるのではなく、屋根の途中におけがあるため、このような状況が発生したと考えられる。拡大図の中の赤い部分がコーティング劣化により浸水してきた」と言われてますけれども、結果的にはごみを取っとらんやったつが一番の原因というのは間違いのないわけですよ。でないならコーティングの工事費を入れなければおかしいじゃないですか。せんでよかったですかって言いたくなるわけですよ、でしょう。そこはちゃんとして、やっぱりコーティングをせんならコーティングを。今まで最初してあったわけですか。してあったのが劣化したということであるならば、これはやっぱりせんなら、そういうことに発生しますので、やっぱり予算も計上しなくてはいけないじゃないかと思います。

それと高岡さんが、先ほど何か指摘されたと言われてますけれども、それには、ごみがつかえて浸水するよて、雨漏りが発生するよと言われたのか、構造上劣化したから浸水の恐れがありますよと言われたのか、そこのところをしっかりと答えていただきたいと思います。

それと、金栗四三さんの大河ドラマということで、やっぱり玉名市と南関町、南関町とは協力できるかと思えますけれども、なかなか玉名市さんも玉名市で呼びたいと思っていると思うんですよ。だから、一緒にできる部分は一緒にせなんでしょうけれども、やっぱり町独自でしっかりと神尾小学校の跡地をブースにして進めていくということは、ある程度決まっているんですかね。そこのところと、本当にこれを機にですね、和水町がやっぱり、今日の熊日さんの新聞の中にも金栗四三さんを称える記事が出ていました。地元の荒木宏太君のそういう記事も出ていましたけれども、やっぱりすばらしい我々の偉大な先輩でありますので、そこをですね、どのようにPRするか。そして、大河ドラマが終わって3年4年経った時ですよ、お客さんは減ります、はっきり言ってですね。その時に、どういう人員削減とかができやすいような環境をつくるのか、そういうこともですね、しっかりと考えていっていただきたいし、まず議会のほうにもですね、しっかりと、ある程度決まったら全協等、議会も月に1回はしていますので、議会は3カ月に1回ですけども、そういうこともあります。そんな中で説明していただきながらですね、我々も予算措置では、しっかりと認めていきたいですので、そこらへんを改めてお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） 高岡さんから報告というか、お話をいただいたのは、工事が全て終了した後で、足場等もはずしてありましたので、実際は上にのぼって現場を見ることはできませんでした。それで、高岡建設さんのほうからは、雨漏りがするかもしれません、コーティング等がもう大分経ってから、ふれあい会館もなりますので、そういうところが劣化したりしておれば、そこから雨漏りがするかもしれませんので、というお話は何っておりました。

○3番（蒲池恭一君） 詰まっているのが原因だったのか。

○社会教育課長（荒木和富君） 詰まっているのが原因で、そこが通常に詰まっていなければ、そこからコーティングの部分を超えて、内側のほうに入ってくるのはなかったと思われます。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前渕康彦君

○商工観光課長（前渕康彦君） 蒲池議員から大河ドラマ館に関しての御質問だったかと思えます。

まず1点目は、町として神尾小の跡地を大河ドラマ館として進めていくのか、それが決まっているのかというお尋ねだったかと思いますが、御指摘のとおり、玉名もやりたいのではということでございます。御指摘のとおりだと思います。それもでございますけれども、町としては今のところ神尾小跡地で大河ドラマ館を進めていきたいという思いで進めているところでございます。

ただ、IOCの絡みとか、玉名市との兼ね合いもございますので、そのあたりは十分しっかりと、お話をしながら進めていきたいと思っております。

また、2点目が大河ドラマ後の取り組みはどうするのかということだったかと思うんですけれども、大河ドラマ館につきましては、放送期間中の1年間限定の取り組みになるのではないかと考えております。よって、その大河ドラマ後の取り組みにつきましては、やはり金栗四三生誕の地として生家の活用も含めまして、ランナーの皆さんが和木にやって来ていただけるような取り組みにつながる持続的な取り組みにつながることを検討していかなければならないと思っております。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 3回目ですけれども、9月8日の全員協議会の中には、やっぱりもう一回、やっぱり詰まっている原因が一番原因ですという説明をしなければいけなかったんじゃないかと思うんですよ。ですよ、結果的に今は、全協の資料これだけです、1枚めくって、これがコーティングが劣化してからなりましたと、それと予算の内容ですけれども、72万円ですよ。ここに、ごみを取れば大丈夫だったんですよというのを載せる、前回の7月の全協の中で載せなければですよ、ならコーティングの工事してないとだけんが意味がないじゃないですか、実際言って、と思います。

そういうことはですね、皆さん方あると思いますので、そこらへんは総務課長がしっかり見ていただいて、見とんなはらんだったでしょう、まだ。総務課長は全協の前にはですね。この資料は見とんなはらんやったわけですよ、見とんなったですか。

○総務課長（上原真二君） おぼえておりません。

○3番（蒲池恭一君） そういうことはですね、しっかりと何が原因だったのかで、工事内容がコーティングの工事していないんですよ。それなのに、コーティングが悪かった、工事費をくださいというのはおかしいと思いません、皆さんおかしいと思いますよね。コーティングが劣化して浸水したから工事費を計上します、予算を認めてくださいと言っているにもかかわらず、コーティングの工事は入っていないんですよ、おかしいと思いませんか。僕は、おかしいと思いませんけどね。

いま一度お聞きしたいと思いますが、おかしいんですよ、はっきりいって、ですよ。結果的に詰まりが原因だったということですので、私も、これは人災だと思っています。ただ総務課

長がですね、こういうマニフェストをしっかりとつくって対応するということですので、この補正予算については承認したいと思いますけど、今後、こういう人災といってもおかしくないような事例が起こらないようにしていただきたいと思います。

それと、本当に先ほどの大河ドラマ化の金栗四三先生の大河ドラマ化による和水町における経済効果、波及効果は甚大なものがあると思います。あとはですね、やっぱりやり方ですよ。しっかり先進地も研修に行かれていますので、そこらへんも事例にしっかりと挙げていただきたいながらですね、ここが見せどころですよ、と思いますので、ゆくゆくは、あそこの神尾小学校の跡地を金栗ロードとか、そういうことにしてですよ、今ふれあいの森構想の中で、今あそこに貸してありますが、そこらへんの協議会としっかり連携しながらですよ、あのへんをそういう拠点の、そして大学の合宿所とか、そういうことに受け入れができるような構想はできないものかなと私自身は考えております。よかったら、そういうことも参考にさせていただきながら、協議がしっかりと進められることをお願いし、終わります。

答弁は、社会教育課長お願いします。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） コーティングの工事につきましては、これからどういう形で、やったがいいのかというのを専門の設計業者担当に聞きながら、こういうことが二度と起こらないような形で進めていきたいと思います。本当に、そういう判断等がスムーズにできませんでしたので、おわび申し上げたいと思います。本当に申し訳ございませんでした。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第32号、平成29年度和水町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時26分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第33号 平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第5、議案第33号「平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第33号、平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第34号 平成29年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第6、議案第34号「平成29年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第34号、平成29年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第35号 平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第7、議案第35号「平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計

補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第35号、平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第36号 平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第8、議案第36号「平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第36号、平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第37号 平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第9、議案第37号「平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第37号、平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算(第1号)については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第38号 平成29年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)

○議長(杉本和彰君) 日程第10、議案第38号「平成29年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第38号、平成29年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第40号 指定管理者の指定について

○議長(杉本和彰君) 日程第11、議案第40号「指定管理者の指定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第40号、指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願

ます。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 常任委員長決算審査報告について

○議長(杉本和彰君) 日程第12、常任委員長決算審査報告についてを議題とします。
各常任委員会において慎重に審査がなされておりますので、常任委員長に報告を求めます。
最初に、総務文教常任委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長 荒木拓馬君

○総務文教常任委員長(荒木拓馬君) 皆さん、こんにちは。

総務文教常任委員会に付託されました平成28年度決算審査について報告いたします。

我々、総務文教常任委員会では、審査日程といたしまして、9月13日、水曜日、午前9時より、税務住民課、まちづくり推進課、午後より学校教育課と社会教育課を、翌14日、木曜日は、こちらも午前9時より住民課、春富財産区、会計室、議会事務局、それを終えまして、午前ではありましたが、11時ぐらいから総務課を行ったところであります。

それでは、まず税務住民課所管の事業について、報告を申し上げます。

税務部門ですけれども、自主財源の基礎となる町税の収入済み額は、8億6,678万1,000円で、歳入の約11%を占めており、前年度と比較すると6,527万9,000円の収入増となっております。その要因は、入湯税以外の税が収入増となったためであります。固定資産税においても太陽光あたりの固定資産税の増収があったということでありました。

町税徴収金の不納欠損処分額は、386万9,000円で対前年度比208万9,000円を増加している。固定資産税で1業者約240万円の高額滞納案件に対して、不納欠損処分を行ったことが原因であります。

収納係が熊本地震の罹災証明書発行の業務を担当しておりますけれども、平成29年9月7日現在で166件を発行、一部損壊130、半壊32、大規模半壊4ということです。

戸籍住民部門におきましては、住民票等の各種手数料の収入が617万2,000円となっており、歳出では、戸籍総合システム保守料、使用料、機械リース料など4,138万6,000円を支出しております。

生活環境部門では、斎場使用料、火葬使用料として和水町斎場が74件の51万2,000円、せきすい斎苑が109件の85万6,000円となっております。

歳出額は、和水斎場では火葬業務に必要な油代、ガス代、電気代など437万9,000円。せきすい斎苑では、火葬場管理に費用として、負担金として、565万3,000円を支出しております。

衛生手数料としては、犬の登録手数料、ごみ袋の販売手数料等で833万1,000円の収入となっております。

また、熊本地震に伴う災害廃棄物処理事業に対する国庫補助金として、309万4,000円の収入と

なっております。

歳出は、2億2,335万5,000円で、主な支出は一部事務組合への負担金1億8,418万円。ごみ収集運搬業務委託が2,653万円。熊本地震に伴う災害廃棄物処理事業に係る委託料として、635万円となっております。

国保会計のほうですけれども、歳入総額は16億3,023万4,437円、歳出総額は16億3,428万6,207円で、差し引き405万1,770円の財源不足が生じ、翌年度繰上充用が行われています。平成30年4月1日から国保の都道府県移行に向けて、国保運営協議会を中心に協議がなされているところです。

歳入の主なものは、国民健康保険税は2億7,259万9,000円で、歳入の17%を占めており、収納率は、全体で96.29%となっております。

一般会計からの繰り入れは、1億2,534万6,000円で、繰入基準に基づき繰り入れ行っております。

歳出の主なものとして、医療機関にかかった場合の保険給付費は、9億4,959万1,000円で歳出の58.1%を占めております。共同事業拠出金の高額医療費拠出金として、保険財政共同安定化事業拠出金は、3億9,493万8,000円で、歳出の24%を占めております。

保健事業の特定健診の受診率は、8月時点での速報値で62.2%となっております。40歳以上の人間ドックは、127名が受診されたとのことです。

後期高齢者医療事業会計に入ります。

歳入総額は1億4,814万1,059円、歳出総額は1億4,302万5,563円で差し引き残額の511万5,496円となっております。

歳入の主なものとしては、後期高齢者保険料7,248万4,000円は、歳入の48.9%を占めております。一般会計からの繰り入れは、6,370万1,000円で歳入の43%を占め、こちらも繰り入れ基準に基づいて繰り入れを行っているということでした。

歳出の主なものとしたしましては、被保険者から徴収した保険料を広域連合へ負担金として支出する後期高齢者医療広域連合納付金1億3,237万円は、歳出の92.6%を占めております。

保健事業の特定健康受診者が513人、人間ドック受診者が14人となっております。歯科口腔診療受診者は、町内五つの歯科医院で104名となっております。

次に、まちづくり推進課の報告をいたします。

まず、歳入ですけれども、歳入の主なものは、国庫補助金繰越明許費として、地方創生加速化交付金3,692万9,000円、県補助金、路線バスの維持費補助金291万3,000円、県委託金、統計調査費委託金が59万円で寄附金は、ふるさと応援寄附金が30名の方から332万円です。その他、まちづくりの支援のため、飲料自販機の利益還元として、約87万円となっております。

次に、歳出の主なものを報告します。

町内を運行している路線バスの運行維持補助金として、3,250万6,000円を路線バス事業者に対し交付しております。町内7路線が対象です。

定住促進事業として、約216万円、若者の定住促進を図る目的で、新婚夫婦に15万円ずつ、合

計165万円を交付し、11組の定住を得たところです。

産業廃棄物処理施設地域振興基金事業として、内田区へ地域振興助成事業費166万1,000円となっております。

また、行政評価推進業務委託費として118万8,000円、ふれあいの森植栽地下刈り委託として152万4,000円、久井原ニュータウン及びグリーンビレッジ平野の維持管理業務として400万円となっております。小さな拠点形成事業では、地域公共交通会議負担金として、45万3,000円を交付し、お出かけ交通の導入についての協議がなされているところです。地域づくり推進費は、地域おこし協力隊の4名の活動費として約1,126万円で、全額が特別交付税交付金として交付されます。

統計調査費は、経済センサス調査事務58万3,000円が主なものです。平成27年度から28年度への繰越事業として、地方創生加速化交付金事業の移住定住で1,170万6,000円、移住希望者を対象としたお試しツアー委託料150万円。移住定住PRツール製作業務委託400万円。お試し住宅整備費用として492万5,000円です。

また、地域創生加速化交付金事業の賑わい創出は、2,347万4,000円、行政情報配信システム構築業務委託1,746万1,000円、地域づくり活動6次産業化支援補助金の520万円が主なものです。

次に、学校教育課にいきます。

歳入ですけれども、主なものは、教育費県補助金の885万1,000円で、うちスクールバス遠距離通学費補助が688万5,000円となっています。この補助は、三加和小学校が開校した平成26年度から5年間の平成30年度までとなっています。

歳出になりますが、教育総務費は歳出決算1億1,637万8,033円で、歳出の主なものは、特別職を含む学校教育課職員8人分の人件費と、学校に配備している臨時非常勤職員26名分の人件費で、合わせて教育総務費の約76%を占めています。その他、教育委員会事務局経費として、熊本地震による屋内運動場のつり天井改修に係る実施設計委託料1,114万7,764円、小中学校各種大会にかかるバスの借り上げや、パソコンの借り上げなどの借上料694万4,400円などの支出となっています。

また、翌年度繰越額は1億1,668万円で、熊本地震で被害を受けた菊水中央小学校の校舎、菊水中学校の校舎と屋内運動場の耐震改修に係る実施設計監理料及び工事費となっています。小学校費は、歳出決算額1億2,960万1,364円で内訳は、学校管理費1億2,217万8,606円、教育振興費742万2,758円となっています。

菊水中央小及び菊水東小の屋内運動場のつり天井改修工事などの工事請負費7,006万6,156円、スクールバス運行の委託や各学校施設の管理委託などの委託料2,450万9,696円などの支出となっています。

中学校費は、歳出決算8,848万3,270円で、内訳は学校管理費7,701万9,896円、教育振興費1,146万3,374円となっています。

菊水中学校体育館のつり天井改修などの工事請負が4,714万6,075円、学校事務用品や光熱水費などの需用費1,577万6,164円が大きな支出です。

また、翌年度繰越額1,831万5,000円で、三加和中学校校舎南側の爆裂補修工事費となっており、学校共同調理場費は、歳出決算で7,270万3,814円で、正規職員及び非常勤職員の人件費が約82%を占めており、また施設の老朽化及び調理用機械器具の劣化、消耗もあり、修繕と備品購入で450万1,137円を支出している状況であります。

次に、社会教育課ですけれども、社会教育課全体の決算は、1億1,793万3,000円、総支出額は9,419万5,000円、繰越明許費は2,373万8,000円となっております。

社会教育総務費の決算は、約4,146万4,000円、繰越明許費は213万8,000円、内容は各種社会教育団体等に対し、負担金、補助金を支出、また放課後児童対策事業として支出している繰越明許費は、中央小学校放課後子ども教室の環境整備のため、備品購入費として繰り越します。その他、職員の人件費と事務経費となっております。

公民館費の決算額は、約3,489万2,000円。内容は、三加和公民館経費は、1,500万円、通常経費のほか、屋根防水工事及び設計委託料があります。手すき和紙の館経費は117万2,000円、通常経費のほか鉄釜の備品購入を行っております。

中央公民館経費は、1,067万8,000円は、主に通常経費であります。

文化財保護費の決算は、1,783万8,000円、別に繰越明許費で2,160万円、平成28年度地方創生拠点整備事業として、平成29年度に繰り越すということでした。内容は、文化財行政事務費として約413万円、各種団体への負担金、補助金や文化財保護審議会の経費等で支出しておることです。文化財管理費で約850万円、田中城豊前街道腹切り坂の通常、維持管理委託を行っております。

また、地震で被災した町指定史跡の日置の墓地の修繕工事を114万4,000円で行っております。文化財調査費で、約515万円、江栗城跡調査経費や遺物の保存処理委託を行っております。

保健体育費の決算は1億9,684万3,000円、保健体育総務費は2,633万円、内容は金栗マラソン大会やペタンク大会の各種大会経費や各種団体等に対し、負担金補助金と支出、その他職員の人件費と事務経費となっております。

体育施設費は、9,781万1,000円、内容は町体育館スカイドーム2000、ふれあい会館、弓道場、グラウンドなどの維持管理と施設運営経費を支出しております。今回は、地震で被災した施設の工事を実施しているため増額となっております。

また、町体育館の屋根防水工事、設計監理費に2,736万6,000円、スカイドーム2000の地震による修復工事、設計監理費に1,589万8,000円、ふれあい会館の地震による修復工事、設計監理費に2,884万2,000円を支出しております。ふれあい会館の件につきましては、設計変更に至る時点での議会への報告がなかったこと。また、結露防止に対応した予算に対する不適切な答弁など、問題について、その解明解決へ向け、議会調査委員会を設置する方向で進んでいることを申し述べまして、報告を終わりたいと思います。

次に、三加和総合支所ですけれども、まず三加和総合支所に関して調査報告をいたします。

三加和総合支所費の歳出総額は、829万2,000円で、支所の管理事務費、庁舎管理費、庁用車管理費として支出されています。その主なものは、電気料、庁舎車両の修繕料などの需用費で372

万6,000円、水質検査、車検手数料などの役務費として72万4,000円、施設の保守点検、清掃警備などの委託料として164万3,000円、夏祭り盆踊り大会の補助金として120万円が執行されています。

また、非常用発電機蓄電池が耐用年数を迎えたことから交換を実施し、停電の際の非常用電源の確保対策費として、22万6,000円余りを執行しています。

次に、春富集会センターですが、築40年を経過し、老朽化が進んでいるところですが、決算額は118万5,000円です。その主なものは、施設の保守点検委託料、施設管理委託料など、維持管理費として執行されています。

次に、春富財産区特別会計です。春富財産区は、山林20万3,260平方メートルを有しており、財産区管理委員7名により維持管理されており、歳入は前年度繰越金と預金利子で、その額は120万7,990円です。

歳出については、財産区管理委員の報酬、境界確認、草刈り等の財産区管理費として14万280円を執行し、歳入歳出の差引残高が106万7,710円となっております。

次に、会計室ですけれども、主なものは、各金融機関収納処理データを伝送するシステム使用料、委託料であります。これを行うことにより、役場会計管理システムに反映されて、作業の効率化が図られるということです。

次に、平成28年度基金積立は、81億8,091円7,000円あるが、世界的な金融危機が発生し、日本でも金融情勢は悪化し、2016年2月にマイナス金利政策を政府、日銀が導入し、さらに厳しい預貯金管理情勢とのことでもあります。81億円の利子も1年間で202万5,000円と、わずかな利子であります。今後ますます利率の引き下げがあるとのことですので、国債、地方債購入も検討しなければとのことでありました。

次は、議会費ですけれども、平成28年度の決算額は9,199万5,000円で、前年度比マイナス9.8%となっております。議員の報酬、職員の給料と手当、旅費、交際費、需用費、委託料ではありますが、共済費の中で1,743万円の議員共済会負担金においては、23年6月付けをもって制度が廃止されております地方議会議員年金制度ですが、制度廃止に伴う経過措置として、給付に要する費用の財源は、関係法令に基づき毎年度、現職議員の報酬総額に応じて各地方自治体が公費で負担することとなっております、これも含まれておるといことです。

最後に、総務課ですけれども、平成28年度の一般会計歳入決算額は、75億3,534万5,000円、歳出決算額は65億5,050万8,000円です。対前年比、歳入1,846万1,000円で0.2%の増額。歳出3,532万1,000円、0.5%の増額となっております。

歳入区分ごとの割合は、地方交付税が46.7%、国県支出金が15.4%、町税が11.5%となっており、自主財源の根幹である町税は依然として低い水準にあります。地方交付税は、2町合併から、これまで旧町ごとの地方交付税が算定され、これらの合併額が交付されてきましたが、この算定替え制度は、平成27年度の期間までで終了し、平成28年度からは5年間にかけて段階的に減額となります。

28年度決算額においては、前年比で4,193万9,000円の減額となりました。今後の財政運営につ

いては、厳しいものと予測されるところであります。一般会計における主な積立基金については、財政調整基金213万円、減債基金95万5,000円、公共施設整備基金152万円、災害対策基金8,706万円の積み増しを行っており、一般会計における基金の総額は、75億5,959万3,000円となっております。

一般管理費、歳出の主なもので、有明広域一部事務組合への負担金1,379万7,000円、顧問弁護士委託料64万8,000円、職員人件費、総務部門31名、特別職を含むもので、3億3,561万5,000円です。例規整備として1,117万円、人事評価事業で149万円、財産管理費で5,468万6,000円、電子計算費1億1,193万2,000円、交通安全対策費で510万2,000円となっております。

次に、選挙関係ですが、選挙管理委員会費として、43万6,000円。

次に、参議院議員選挙費で709万3,000円、住民投票費として378万9,000円となっております。

次に、常備消防費です。常備消防費として1億7,125万3,000円支出しており、主な内訳は、一部事務組合に消防負担金として1億6,524万5,000円、高速道路緊急支弁金として、595万9,000円となっております。非常備消防費3,524万7,000円、内訳は主に和水町消防団報酬であり、団員は7分団で23部の組織です。団員は514名、うち女性団員は12名となっております。消防施設費2,600万2,000円、内訳は主に耐震性防火水槽の整備及び修繕費に1,926万5,000円、小型ポンプ付き積載車1台を購入しております。

災害対策費1億1,240万2,000円、内訳は主に災害対策事務経費2,073万1,000円、防災行政無線施設管理経費451万6,000円、災害対策基金積立金8,706万円となっております。

最後に、公債費です。元金及び利子合わせて9億7,439万9,000円となっており、平成29年3月末現在高は、73億6,889万9,000円となっており、前年度から3億7,932万8,000円の減となっております。

全般にわたりまして、補助金や交付金等の有利な財源確保に努められ、効果的な事業が実施されておるように思いました。

これをもちまして、総務文教常任委員会の決算審査報告を終わります。

○議長（杉本和彰君） これで、総務文教常任委員長の報告を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午後0時7分

再開 午後1時10分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、池田龍之介君より、本日の会議の発言について、会議規則第64条の規定によって、お手元に配りました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 池田龍之介君の発言の取り消しの申し出を許可することに決定しました。

○議長（杉本和彰君） 次に、厚生常任委員長に報告を求めます。

厚生常任委員長 蒲池恭一君

○厚生常任委員長（蒲池恭一君） 皆さん、改めましてこんにちは。厚生常任委員長の蒲池でございます。

厚生常任委員会に付託されました。決算審査につきまして報告いたします。

厚生常任委員会に付託されました案件は、一般会計における平成28年度決算の健康福祉課、総合支所住民課、所管事務関係と特別会計、介護保険事業会計、特別養護老人ホーム事業会計、国民健康保険和水町立病院事業会計について、先日の9月13日に各会計関係職員の同席のもと、慎重に審議をいたしました。

健康福祉課は、福祉係、障がい福祉係、子ども家庭係、保健予防係、地域包括支援係、介護保険係の6係と神尾保育園で地域福祉施策や健康増進事業に関する事業を実施しております。

まず、社会福祉総務費の決算は9,316万9,000円、前年度決算額より1,628万円の減少をしており、これは人件費の減額によるものであります。

次に、高齢者福祉として3億742万、前年度決算額より2,861万増で、各地域でのお茶の間筋トレを開催する介護予防拠点事業、公民館改修、介護者の負担軽減を目的とした介護ロボット導入支援、そして、平成28年度4月26日未明におきました相模原障害者施設殺傷事件は、記憶に新しいものではないでしょうか。神奈川県立の知的障害者福祉施設に、元施設職員の男が侵入し、刃物で19人を刺殺、26人に重軽傷を負わせた大量殺人事件等を受けての防犯対策強化事業、監視カメラ設置による増額や他会計繰出金、特老によるものでした。

次に、障害者福祉費ですが、3億1,989万円、前年度決算額より1,741万円増加しております。

内容として、人工透析や心臓機能障害者の増加によります更正医療給付費の600万円の増、利用者増加によります障害者総合支援介護等給付費の600万円の増、さらに障害児施設設置費の放課後等デイサービスの500万円の増が主な要因です。近隣に施設も増えており、サービス体制が整っていると思われまます。

次に、老人福祉センター施設費ですが、昨年度決算額で41万円減少しておりました。年間利用者数は延べ665人、ここ数年横ばいで推移しております。今後、施設の老朽化に伴い、施設整備検討整備委員会でも検討されておりますが、どのように施設を活用していくか検討する必要があると思われまます。

次に、児童福祉費ですが、6億1,734万円、前年度決算額より223万円減少しておりました。

主な歳出は、10の私立保育園へ保育所等給付費2億8,812万円、3幼稚園、認定こども園へ3,013万円、放課後児童健全育成事業、学童として800万円等が主なものでした。また、保護者の就労形態の多様化に伴い、通常の時間を超えて保育する延長保育事業1,120万円、子ども医療費助成事業8,859万円、出生祝金1,255万円、3人以上の多子が18名で、うち4子が5名、第5子以上が2名でした。

次に、保健衛生費として、町民の健康増進を図るため各種診断事業を中心に妊婦、乳幼児から高齢者までの総合的保健事業を行っていました。町立病院の繰出金等を除き1億2,255万2,000円の決算でした。特に、健診関係に重点を置き、セット健診、選択健診、病院健診が実施され、健診委託費は2,597万7,000円で、平成27年度の特定検診受診率は66.4%と高い数値を推移し、県下3位の実績でした。住民の健康増進においては、住民健診を受けることから始まり、健診結果から、町民一人一人が自分の健康問題に気付き、主体的に健康課題の改善に取り組むことで、重症化予防を図ることが重要だと思います。

今後も、健康福祉課、税務住民課と課や係を越え、町の健康課題を分析し、住民の健康課題の解決に向けて支援をお願いしたいと思うところでもあります。

次に、地域包括センター費ですが、高齢者や家族、地域住民からの相互的な福祉に関する相談への対応や、介護予防プランの作成、介護予防事業の取り組み、高齢者虐待の防止、権利擁護など、在宅で暮らす高齢者が自立した生活ができるよう支援するための事業を実施し、歳出しており、平成28年度の決算額は2,999万円でした。

主な歳出内容は、配食サービス事業委託料55名、延べ4,027食、161万円、扶助費として高齢者等外出支援タクシー利用助成事業は21万円、在宅寝たきり高齢者介護手当事業として、対象者35名に440万円等、歳出がありました。

次に、介護保険事業としまして、平成28年度の事業会計の決算は、歳入総額が16億1,514万円、歳出総額が14億2,803万円で、歳入歳出差引残額は1億8,711万円となっております。

ただし、国・県支払基金等への返還金3,373万円を含んでおり、実質繰越金は1億5,381万円で、単年度決算では2,701万円の黒字となっております。

収入の主なものといたしましては、国県支払基金等からの負担金と第6期から負担割合が21%から22%に引き上げられた第1号被保険者の保険料があり、その保険料額が2億5,786万円となっております。

歳出の主なものは、介護給付費が13億4,171万円となっており、全体の94%を占めており、前年度と比較しまして、1,858万円の減となっております。主な給付費減少の理由は、通所介護の1,816万円、特養ホーム2,409万円の減額があげられますが、高齢者ニーズの多様化による介護サービスの利用の分散化も一因となっていると思われます。

また、介護予防を目的とした各地区の公民館54地区で実施しております「お茶の間筋トレ体操」も介護の重症化を和らげ、介護サービスの利用減少につながっているものと思われます。

最後に神尾保育園ですが、保育士15名、正規職員6名、うち産休2名、臨時5名、非常勤4名、調理師3名のスタッフで、0歳児から1歳のさくら組が14名、2歳児の小もも組が18名、3歳児の大もも組が8名、4歳児のきく組が11名、5歳児のふじ組が12名の計63名を受け入れ保育を行っております。年度途中からの未満児の入所が増えているため、保育士の確保に苦慮されているということでした。

以上、健康福祉課の報告でした。

次に、和水町立特別養護老人ホーム事業会計について報告させていただきます。

歳入決算額が5億1,473万8,000円、繰越金、繰入金を引いた実質の歳入額は4億4,021万7,000円、歳出決算額は4億9,930万3,000円、歳入歳出差し引き残高が1,543万5,000円となっており、実質の単年度の収支は4,365万1,000円の赤字となっております。

歳入では、利用者の月平均入院者数、入院延べ日数が前年度と比較して増えたため、入院者を除く実利用者が前年度105.7名が102.1名と減少したため、施設介護費の収入が前年度と比較して、1,341万円の減収となっております。短期入所についても、一日当たりの利用者が前年度4.4名が、4名と減少したため、155万円の減収となっております。

次に、デイサービスの通所介護は、前年度一日当たり18.3名が19.7名と利用者が増えたため、254万5,000円の増収となっております。収入未済額が86万2,000円あり、施設介護の利用者1名分の自己負担金となっており、滞納繰越分41万1,000円、現年度分41万1,000円となっております。この方につきましては、平成29年度分から未収はなくなるということでしたが、引き続き滞納分の納入については、努力していただきたいと願うところでもあります。

歳出の主なものは人件費であり、退職者が4名あったため、退職手当組合特別負担金が前年度から1,186万7,000円増の1,359万3,000円となったため、人件費率も前年度の80.12%が81.7%と、0.95ポイント増えた結果となっております。人件費率が高い水準にあり、健全経営に適した人件費率になるよう、さらなる努力を願うところでもあります。

以上で、和水町特別養護老人ホーム事業会計の報告を終わります。

次に、国民健康保険和水町立病院事業会計決算状況について報告いたします。

町立病院は、皆さん御存じのように、地方公営企業法の全部適用に移行し、4年目を迎えております。地方公営企業法の全部適用への移行は、多くの公的病院が経営状況の悪化や医師不足等のために、医療提供体制の維持が極めて厳しいことから全部適用への経営形態の見直し、移行によって、病院の事業管理者を定め、より民間的な考え方により、経営責任の明確化と自立性の拡大や運営の機敏性、また職員のコスト意識と経営参画意識の向上を狙い、病院の改革は、まさに進められている状況ではないかと認識しているところであります。

そこで決算の状況ですが、病院事業収益として9億2,476万円で、医業収益が7億5,254万9,000円、医業外収益として1億1,399万円となっております。医業収益の入院収益、外来収益では、入院が年間患者数2万3,823人で、4億9,267万8,000円、外来では年間2万4,144人で1億5,823万8,000円となっております。

また、健康管理センター収益で2,047万1,000円、居宅介護支援事業収益で2,116万8,000円、訪問看護事業収益で1,654万7,000円となっております。

次に、支出ですが、病院事業費用として9億3,999万円で、主なものは給与費の6億2,886万9,000円で、給与比率が、ここも高い位置ですけれども、71.2%となっております。

また、材料費6,343万3,000円、経費1億4,943万6,000円、減価償却費6,877万9,000円。健康管理センター費用2,093万2,000円、居宅介護支援事業費用1,846万9,000円、訪問看護事業費用2,644万7,000円となっております。

資本的収支としては、資本的収入3,199万6,000円、内訳は出資金として3,123万1,000円繰り入

れ、国庫補助金76万5,000円となっております。

支出としては、建設改良費として2,388万4,000円、主なものは、電動ベッド、冷温配膳車、全自動分割分包機等の資材購入及びリース資産購入での電子画像読み取り装置、内視鏡装置等が購入されておりました。

全体として一昨年から、大きく赤字額が減少しているものの決算としては1,523万円の赤字決算となっております。しかし、今後28年度に作成された新病院改革プランに沿った経営改善に向け、地域医療のかなめとして、より一層努力を期待しながら病院事業の決算報告といたします。

以上、厚生常任委員会に付託されました案件は、全会一致で承認されたことを申し付け、決算審査報告といたします。終わります。

○議長（杉本和彰君） これで厚生常任委員長の報告を終わります。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

建設経済常任委員長 豊後 力君

○建設経済常任委員長（豊後 力君） 皆さん、こんにちは。

建設経済常任委員会委員長の豊後でございます。

今回の台風18号により甚大な災害に見舞われました皆様方にお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興を願っております。

それでは、今定例会において、建設経済常任委員会に付託されました平成28年度歳入歳出決算審査報告をいたします。

当委員会では、9月13日、午前9時より、本町3階小会議室にて、担当課長はじめ担当職員同席にて決算審査を行いました。

はじめに、農業委員会より概況説明を受け審査をいたしました。

農業委員会の歳入歳出につきましては、大科目の農林水産費に含まれております。なお、細部にわたる金額等につきましては、監査委員より科目ごと監査が行われており、主な事業等の審査報告とさせていただきます。

それでは、農業委員会の歳入決算増額として355万4,000円、ほとんど農林水産業費県補助金によるものでございます。主なもので、農業委員会補助金245万4,000円、機構集積支援事業補助金51万円、農業者年金受託47万6,000円を歳入として計上しております。

歳出決算総額761万1,000円、主なもので農業委員会事務経費613万4,000円、農業者年金費46万5,000円、機構集積支援事業101万円が主たる歳出となります。

委員会として農業者年金加入促進の推進をなされておりますが、28年度におきましては加入者がなく、今後も引き続き加入要件を満たされる104名の農業者に加入促進を図るとのことでございます。

次に、所管の農林振興課長より28年度の主要事業概況説明を受け決算審査をいたしました。

農林水産業費の決算額として、歳入決算総額1億2,769万2,000円、主に県補助金となります。

歳出決算総額2億8,260万8,000円となり、執行率は83.6%となりました。農業総務振興決算額9,207万9,000円、主な事業として経営体育成支援事業補助金853万円、28年度には3経営体が事

業に取り組んでおります。農業振興補助金1,526万1,000円、内容は新規就農者対策助成金、これは4名分80万円、施設機械等整備補助金1,267万1,000円、経営組織等連絡協議会視察研修補助金15万円、生産部会等活動補助金12件、164万円となります。中山間地域直接支払事業として6,144万3,000円、55集落協定に支払っております。果樹園芸振興費2,012万2,000円、主なもので担い手収益力向上支援事業1,909万5,000円、この事業は中山間地域等において、規模拡大を図る担い手や収益性の高い作物導入、果樹に対して支援、10アール当たり5万円の補助となります。土地改良事業費846万1,000円、土地改良事業事務経費435万2,000円、県営圃場整備事業経費410万9,000円となります。農地流動化地域推進事業として879万9,000円、実績として貸し手162名、借り手116名、総面積は44万1,516平米でございました。多面的機能支払交付金事業に1,699万円、共同活動16組織、長寿命化14組織700万9,000円、人・農地問題解決加速化支援事業1,897万3,000円、対象者が15名に支給をいたしております。有害鳥獣被害対策事業として1,084万1,000円、周年駆除により一時的には減少の気配がありましたが、駆除隊も年々高齢化が進まれており、今後の組織づくりが必要と考えます。

林業振興費として754万3,000円、事務費や間伐に関する経費となります。

農林水産業費の繰越明許は、土地改良事業費として4,421万1,000円、内訳は用木、日平、長小田、平野、岩、津田の5地区における暗渠整備事業、林業費の繰越明許は322万5,000円、大田黒地区の予防治山工事、林業施設災害復旧の繰越明許として646万円、これは高塚遠野線の工事となります。

次に、商工観光課の審査を行いました。

前淵課長より、今回NHK大河ドラマ「いだてん」への熱い思いを語りながら決算審査の説明を受けました。

歳入決算額は、民家村使用料、県補助金、雑入、総額といたしまして325万2,000円となります。

次に、歳出決算総額9,325万1,000円で、主なものは商工総務費より、町商工会補助金として219会員に750万円の支給がっております。

商工振興費875万6,000円、和水町地域雇用創造協議会補助金、菊水ロマン館、三加和温泉交流センター運営事業費、道の駅施設管理運営事業経費等に支払っております。

次に、建設課の審査を建設課長、担当者より説明を受け審査をいたしました。

建設課の歳入決算総額は、1億9,942万5,000円、主に分担金や使用料、国庫補助金等になります。

歳出決算総額は、7億3,037万円となり、土木総務費として9,956万1,000円、主に町道及び里道水路の管理や土木費補助金として3,346万2,000円、さらには簡易水道事業特定地域生活排水処理事業への繰出金5,567万3,000円となっております。道路維持費として、5,335万7,000円、主なもので町道馬場線道路側溝改良工事ほか22件を改良しております。道路新設改良費、単独補助総額3億6,332万7,000円となり、町道整備事業経費、江田高野線整備事業、内田吹野線整備事業、西光寺中林線整備事業が主な事業となります。道路新設改良費の繰越明許は、総額の5,447万8,000円となります。

橋梁維持費として1,822万9,000円、これは町が管理する道路橋の維持管理費で、架橋32橋の定期点検を実施しております。

次に、住宅管理費として2,001万4,000円、町営住宅6団地36棟、98戸の管理をいたしております。

災害総務費、農地土木災害復旧費については、総額8,643万9,000円となりました。

最後に、特別会計の簡易水道事業、下水道会計事業、特定地域生活排水処理事業について、決算審査をいたしました。

はじめに、簡易道事業については、歳入決算総額1億5,499万2,000円、歳出決算総額1億3,493万3,000円となりますが、一般会計繰入金4,089万9,000円となっております。加入戸数645戸、給水戸数505戸であり、給水戸数の確保が急務と思われれます。使用料は、他の市町村から見ますと高い料金の設定となっており、一つの要因と思いますが、加入促進に努めていただきたいというふうに思います。

次に、下水道事業会計では、歳入決算総額1億1,723万6,000円、歳出決算総額1億941万1,000円、一般会計繰入金6,176万3,000円となりました。加入戸数は429戸であり、未加入戸数の加入促進に努めていただきたいというふうに思います。

特定地域生活排水処理事業は、歳入決算総額8,868万6,000円、歳出決算総額8,248万8,000円、さらに一般会計繰入金1,477万4,000円となります。平成28年度は、16基が設置され、5人層14基、7人層2基となっております。

以上、三つの特別会計事業につきましては、独立採算による企業形態を念頭に、事業拡大と町民にとって安心・安全な環境整備に努力されることを願い、建設経済平成28年度決算審査報告を終わります。

○議長（杉本和彰君） これで、建設経済常任委員長の報告を終わります。

以上で、常任委員長の決算審査報告を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時40分

再開 午後2時00分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 認定第1号 平成28年度和水町一般会計歳入歳出決算

○議長（杉本和彰君） 日程第13、認定第1号「平成28年度和水町一般会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） ページ数66ページ、商工業振興費の節の15工事請負費、予算金額が

1,381万に対して、支出が73万4,400円、繰越明許費として繰越額が1,300万、この1,300万繰り越された工事は何だったのか。

それと翌年度のこの工事の進捗状況についてお尋ねいたします。

商工観光課長 前渕康彦君

○商工観光課長（前渕康彦君） ただいま池田議員から2点質問があったと思います。

まず1点目につきましては、繰越明許費1,300万についてでございますけれども、こちらは地方創生拠点整備交付金を活用しての菊水カヌー館の改修工事費用でございます。

現在の29年度に繰り越した進捗状況でございますが、2点目でございます。

こちらにつきましては、ただいま設計監理の業者が決まりまして、設計のほうを行っている最中でございます。工事は、まだこれからでございます。その後でございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 繰越明許費というのは、その年度で工事等々が発注できないとか、いろいろ、もろもろ理由はあるかと思えますけれども、繰り越されて、もう半年以上が過ぎているのに、まだ進捗状況を聞くと0%、ちょっと遅いんじゃないかと思えますけれども、その点いかがですか。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前渕康彦君

○商工観光課長（前渕康彦君） お答えいたします。

進捗状況は、まだ0%ということで確かに議員のおっしゃるとおりでございますけれども、実は、指定管理者の指定を先ほど御承認いただきましたけれども、まずは菊水カヌー館をアウトドアの拠点として運営していただける業者さんを決めさせていただきまして、業者さんの御意向も踏まえながらアウトドアの拠点化に向けた取り組みをしていきたいということで、指定管理者の指定をまず優先した次第でございます。今、設計の段階に入っておりまして、年度内には終わるように頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 金額がですね、これが何十億というような工事だったら早々できないかもわかりませんが、補助金申請をびしゃっとされて補助金事業としてされる、計画が甘かったんじゃないですか。6カ月もかかって、まだ進めてないと、私は計画をちゃんとされて国の国庫補助金を取っておられるわけでしょう。なんで取り掛かりが遅いんですか。そのところがどうも不思議でたまりません。

それと、もう3回目ですので、あと1点。

これは、どういう場で言おうかなと考えました。内容を聞かれると質疑ではない、討論にも当たらないわけですので、採決されたあと異議申し立てして述べるのが順当かなとも考えました。しかし、ここで述べさせていただきます。

決算の認定するか否かは、地方自治法第96条第1項3「決算を認定すること」と定められ、議決事件の一つとして定められております。決算とは、1会計年度の歳入歳出予算の執行実績を表示した計算表であり、いうならば数字で表された行政活動の実績であろうかと思っております。これにより、その年度の行政運営の適否が判断され、また、今後の予算編成や執行に当たっての指針ともなると認識をいたしております。この予算編成や執行に当たっての指針、この指針になるわけです。

それで申し上げますと、私の今総務文教常任委員会に席を置いていますので、私の所管課のことではありますけれども、88ページ、款10教育費、項5保健体育費、目1保健体育総務費、節13委託料設計、ふれあい会館の設計委託料291万6,000円、15工事請負費2,592万5,856円、この点について、私は、このまま認定するか否かの採決については異議がありますので、ここであれですけれども、本日の議事日程第25、発議第2号において、「和水町ふれあい会館天井改修工事調査特別委員会設置に関する決議について」という案件が予定をされております。それに賛同議員として署名をしております。その署名した責務として、この和水町一般会計歳入歳出決算書の採決について、特別に附帯決議を条件として保留していただきたいと思っております。

なぜかと申しますと、議事日程25において発議されますけれども、この調査期間を11月末日ぐらいにして、12月定例会において、委員長報告というような日程を申し合わせ事項として議員の皆様のご賛同を得ております。そういうことをかんがみますと、この案件に対しては附帯決議を付していただきたいと願うものであります。以上です。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前淵康彦君

○商工観光課長（前淵康彦君） 私からは1点目の繰り越した1,300万円の工事請負費が半年も経つのに進捗がゼロというのは、計画が甘かったのではないかという御指摘ではございますけれども、こちらの事業につきましては、地方創生拠点整備交付金の交付決定が今年の3月に国のほうから受けておりまして、全額繰越事業として29年度に繰り越して事業を行うものでございます。

先ほども、あわせて申し上げましたように、まずはソフトをどうするかということで、指定管理者と意見を密にしながら指定管理者の意向を踏まえて、設計にその意向を反映させ、そして改修工事を行うことで、使い勝手のいいアウトドアの拠点化が図れるということで進めている次第でございます。年度内に終了をさせていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時12分

再開 午後2時38分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 先ほどの池田議員の御質問といたしますか、説明をさせていただいた

いと思います。

自治法の233条に決算の事項が書かれてございます。その中の流れを申し上げますと、通常ですと、出納閉鎖、5月末で出納閉鎖ですので、終わりましたから3カ月、6月、7月、8月、この3カ月間の間に会計管理者は町長のほうに必要書類をあげて、町長は監査委員の審議に付さなければならぬと、そして次の議会において、その認定を受けなければならぬという形になってございます。

よって、例年9月、この議会で審議をさせていただいているところでございます、以上です。

○議長（杉本和彰君） 質疑はありませんか。

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） 1 番です。決算書の70ページの8款土木費、2項2目15節の工事請負費について御質問いたします。

平成28年度に町道真弓線、中和仁の地区ですけれども、道路改良工事が約350万円で行われておりますけれども、約2年ほど前、町道真弓線の同じ場所で車両のパンクが2件あったと聞いております。その原因をお聞きします。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 今、生山議員の御質問にお答えいたします。

こちらの町道真弓線のほうは、平成24年度に側溝の整備を行いました。この際、U型側溝を布設しております。こちらのほうには、ミカン畑が広がっておりまして、現場作業所がございまして、その現場作業所の入り口には、蓋を設置して道路と蓋と段差がないように工事を行いました。ただ、その前後においては、側溝の蓋はしておりませんでした。

ところが、26年度に地元の方から「側溝に蓋がないのは危険である」と、「蓋をしてほしい」ということで御要望がありまして、そちらのほうを前後に蓋をしたわけでございます。この際、蓋をつけることには、地元の方にも説明してございましたけれども、その乗せた蓋のほうにU型側溝の上に乗せただけなものですから、道路と側溝の蓋に段差ができてしまったというところで、27年度10月に2回、地元の方、いわゆる現場作業所に出入りする際に、蓋の角に乗り上げて、タイヤがパンクしてしまったということで、その原因となることは、側溝の蓋をU字溝の上に乗せた、そのために段差が生じてしまったというところでございます。

○議長（杉本和彰君）

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） 1 番です。そのような危険な状況が数年間放置されていたということで、その期間、何も対策をとられてなかった理由をお聞きします。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 当初24年度に側溝の蓋、側溝整備をしておりまして、その後、作業所の出入り口は蓋をしておるので支障はないと考えております。しかし、地元の方がですね、こ

これを通行するときには、やっぱり蓋がないと危ないということであったということで、その側溝に落ちないようにということを念頭に置いてですね、蓋を置いたわけですけども、結果的には、その蓋を置いたことが段差ができるように施工してしまったということが原因だったということで、もう少し、こういったところに深く安全対策について配慮をして施工をすべきだったというふうに考えております。

○議長（杉本和彰君）

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） 1 番です。これで3回目の質問となります。いちばん大事な部分をお聞きしたいと思います。

昨年度に危険箇所の改良工事がなされ、安全性が確保されたことは大変良かったと思いますけれども、今後同じようなことが繰り返されないために、再発防止策を検討されたのかどうか、また、どのような防止策が有効だと考えられるかをお聞きします。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 昨年度ですね、落ち蓋式の側溝に布設替えをしたというところで、事故の検証を課内でもしており、状況について分析をし、今後このようなことがないようにですね。やっぱり、これから施工現場の状況をよく観察して事故が発生しないように、安全に十分配慮した、対応した施工の仕方をしなければならないと。

また、設計の段階においてもですね、そういった状況をよく勘案しながら、今後取り組んでいかなければならないということで、課内のほうでは見解を持っております。

そして、設計の起案者のみならず、ほかの課内の係においてもですね、ダブルチェック、トリプルチェック、そういったふうに設計のほうをよく吟味して、工事の施工を行うことが必要であるという認識を持っております。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） 7 番、小山です。7 ページの歳入のところをお聞きください。

町税の歳入決算額は8億6,678万1,829円となっております。これは対前年度比では6,528万円、約8.1%の増収となっておりますが、一方、収入未済額が滞納繰越金を含めて、8,355万9,562円あり、今後の問題を提起しております。

その中で関連しておりますページ、11ページをお聞きください。6の土木使用料、その中の2の町営住宅使用料のことでお尋ねしますが、2,185万5,200円の収入決算に対しまして、520万4,860円の収入未済額が発生しております。家賃滞納世帯数と、それから滞納繰越分の滞納期間の状況はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 今、町営住宅の滞納についてでございますけれども、平成28年度に

おきまして、滞納が発生をしております。このうちですね、平成13年から27年までに滞納者が10人いらっしゃいます。それと28年には9名いらっしゃるということでございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただいまの答弁で滞納状況がわかりましたが、以前に比べますと、滞納世帯数や金額もいくらかは減少傾向にあると思いますが、それでもなお滞納は続いているのが実態でございます。とにかく一番心配しますのは、町民の不公平感を招く、この滞納につきましてはですね、当然、厳しく対応していかなければならないと思いますけれども、担当課では、平成28年度では、どのような対策を講じてこられたのか、その点をお伺いします。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 28年度におきまして、滞納の整理のほうでございますけれども、まず毎月ですね、督促を発送をしております。まず文書による督促、あと電話による督促、それでもなかなか応じない方、連絡がつかない方、そういった方に対しましては、直接自宅に訪問すると、昼であれ夜であれ個別徴収を行うということをやっております。あと保証人、住宅でいえば保証人いらっしゃいますので、保証人の方に連絡をして支払いを促すという対策をとっております。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 7番、小山です。担当課で今答弁がございましたように、徴収の向上のために大変御苦勞をされていることはよくわかりました。とにかく滞納額が膨れ上がらないうちにですね、滞納整理に努めてもらいたいと思いますけれども、とにかく地方自治法の、要するに地方自治法上の請求権の時効の5年を超えないように、今後も慎重な取り扱いをお願いしたいと思いますが、見解を求めます。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 滞納整理のほうにはですね、課を挙げて全力でこれからも徴収に励みたいと思っております。

5年を過ぎないように滞納状況を十分見ながら、これからも徴収を行っていきたいと思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 12番です。教育振興費の中の扶助費について伺います。

扶助費が現在小学校5校で38名、それから中学校で2校で23人というふうに扶助費が出されておりますけれども、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童の保護者に対してというふうなことで、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費の費用ということで、

町のほうからの予算が組まれて執行されたということだと思いますが、この経済的な理由ということでは、どこらへんのラインといいますか、所得はどれだけということを決められているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 樋口哲男君

○学校教育課長（樋口哲男君） ただいまの御質問にお答えします。

金額が幾らかということでございますけど、大まかな予想ではですね、何人世帯では幾らとか、大体の基準を出しているところもございますけど、うちの場合ですね、算定方法が文科省というか、そちらの算定方法がございます。いうならば、家族世帯の総所得金額ですね、それと例えば小学校でいく場合の需要額というのがございます。必要な補助というかですね、それを割ってですね、所得を割って1というのが基準でございます。それが基本的には、どこの自治体もですね、それを基準にどこまでするかというのが大体の判断でございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） そうしますと、市町村独自で決定しているということもあるということですね。

和水町の場合は、それじゃあ具体的に言うと、和水町の場合はどんな状況ですか。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 樋口哲男君

○学校教育課長（樋口哲男君） ただいまの就学援助費というか、そのへんでお答えしたんですけど、玉名管内でもですね、そのへんの基準は1でございますけど、1より下のところ、あるいは1.3までは認めるとかですね、そのへん違いがございます。

和水では今現在ではですね、1.2以下であればですね、そのへんの認めるというか、そのへんを判断にしているところです。以上です。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 1.1というのが基本になるということですがけれども、金額というのは出せないですか、所得金額というのは。例えば、200万以下の世帯では、なんとか扶助費を出して支援しようというふうに、なんらかの基準があると思うんですけど、金額的にはですね、そういうのはないんですかね。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 樋口哲男君

○学校教育課長（樋口哲男君） 金額は出せないかということでございますけれども、先ほど言ったように、大きな市とかはですね、基準的に何人世帯であれば幾らとかですね、そういうところを出してあるところもありますけど、それを判断にするというよりも、文科省が出している総所得額、需要額ですね、そのへんの1.0という基準をですね、和水町では、それを基準にして

いるところですが、所得ではちょっと難しいということ。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） もう1点お尋ねします。21ページの17の寄附金の中の3のふるさと応援寄附金332万円ですが、応援の寄附者は全部で何人おられたのか、それから県外、県内の状況、それから応援寄附金の最高額についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 高木浩昭君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） ただいまの御質問にお答えいたします。ふるさと応援寄附金の件でございますけれども、28年度においては、35名の方から寄附をいただいております。

寄附をされた方の所在でございますけれども、こちらはホームページ、または町の広報誌のほうに掲載はしておりますけれども、寄附をされる方の御意向によりまして、名前の公表、住所の公表、金額の公表等、本人さんの確認をもってやっているところでございます。

28年度におきましては、遠くは東京、神奈川、それから大阪方面の方からの寄附もございますし、県内の方からの寄附もあっているところでございます。以上でよろしかったでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 関連しておりますので質問いたしますが、32ページの6の企画費の8の報償費の12万5,046円のふるさと応援寄附金の謝礼の内容について伺います。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 高木浩昭君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） ふるさと応援寄附金の返礼品の件でお尋ねかと思っております。

町内の事業所等に御協力をいただきまして、東お茶屋さんのお茶でありますとか、それから町内の米、それから花の香さんのお酒等々の地元の産品を返礼品としてお送りいたしているところでございます。こちらは、寄附の金額に応じまして、商品の内容を定めておるところでございます。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 今、全国の市町村では寄附を呼び込むために返礼として送るふるさと特産品等々の特典があまりにも過剰なためにですね、自治体のほうに、その基準を設けたらどうかというようなことで指導があっているかと思っておりますが、本町の場合の返礼につきましては、今後現状のままでいくのかどうかを確認しておきます。お願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 高木浩昭君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） ふるさと応援寄附金の返礼品等のことでございますけれども、今議員お話にありましたように、国のほうが過剰な返礼につきまして制限といえますか、

通達を出しております。

基本的には3割というようなことで通知がなされているところでございます。これは全国的にもですね、4割、それから5割以上の返礼を出している自治体もあるというようなことからでございますが、本町におきましては、現在3割に届かないぐらい安価な商品をお送りしている現状ではございます。

寄附の状況を見ますと、平成20年度から寄附の受付を始めたところでございますが、当初は返礼品を本町においては用意しておりませんでした。その後ですね、平成26年度に返礼品のほうを行うようにいたしまして、その後、平成27年、28年につきましては、寄附の件数が約3倍近く伸びたところでございます。件数は伸びたものの金額的には、ここ七、八年来大体同額、寄附の金額としては同額を推移しております。

いろいろな県内の自治体の状況をかんがみますと、現在はインターネットを介した寄附の申し込みが多くなっておるようでございます。本町におきましても、28年度から導入をしておりますけれども、他の自治体をかんがみますと、そのほかにインターネットで利用している有利な、多く利用されている業者を採用したいということで、今回の9月補正でも計上しておりますけれども、返礼品の報償費、それから手数料等を計上しておるところでございます。新しく、そのようなインターネットによる申し込みを受け入れるような環境を整えまして、ふるさと応援寄附金のほうを増やしていきたいと考えております。

また、こちらの商品につきましても、やはり和水町を応援していただく、和水町を選んでいただくという事柄からも近隣の市町と同程度の返礼品の金額あたりを想定した中での変更を考えております。これは10月から実施できるように今進めておりまして、年末の寄附の一番多い時期を見越して対応しているところでございます、以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） サッカーのロアッソ熊本についてお聞きしますが、雑入の中に11万1,000円と、それから支出の中にですね、企画費として11万2,000円がありますが、これ狙いというか、目的というのはどういうことになっているか、ちょっと内容説明をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 高木浩昭君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） ただいまの御質問にお答えいたします。

実は、ロアッソ熊本の応援につきましては、昨年、平成28年度に応援の協定を結びまして取り組んでおりましたが、昨年は熊本地震の影響もございまして、今年度29年度も引き続き対応しておるところでございます。

昨年度実施した中では、試合会場での物産の販売等を地元の紹介をさせていただいたところでございますが、その会場使用料をいったん町のほうから物産出店の費用を支出しておりますが、それにつきましては、ロアッソさんのほうから補填があったということで、雑入で受け入れているところでございます。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 和水広報に写真入りで出ていましたので見たんですが、これはロアツ熊本をなんらかの形で応援していくということで、県のほうから話があったりとか、そういう働きかけか何かで、こういう流れになってきているんですか。そこらへんが、ちょっとわかりづらいんでお願いします。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 高木浩昭君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） ロアツに関しましては、ロアツ熊本さんが和水町を応援していただくということで、町のほうにロアツののぼりと、逆にロアツの試合の折には、和水町ののぼりを掲げて町のPRも行うということで、双方の応援協力体制があるということと御理解いただければと思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 3番、蒲池です。11ページの7目、2節の体育施設使用料、ふれあい会館使用料が6,750円あがっております。例年幾らだったのか、そして、耐震改修による使用料の減少だと思いますけど、いつ体育館を開けられてですね、また閉められたということですから、そこらへんのことをしっかりと答えていただきたいと思います。

それと先ほど小山議員のところの12万幾らということであがっていましたが、この近隣市町村との同等と言われましたけど、どこらへん何割ぐらいを返納するつもりで、30%、40%、そこらへんを含めてお答えいただきたいと思います。

それと88ページの2目13節委託料のふれあい会館設計委託料ですね、それと15節の工事請負費、ふれあい会館の2,592万5,856円、これにつきまして、我々議員といたしましては、この予算の内容が、そして設計の変更に至った経緯。そして、うその答弁、そこも含めてですね、本日の当初ですね、町長からいいわけか何かわかりませんが、釈明の言葉がありました。いま一度、ちょっと聞かせていただきたいと思いますので、どのように言われたのか、もう1回お聞きしたいと思います。

それとですね、これはあくまでも発議第2号で我々が議会としてとちゃんと、本来であるなら百条委員会を設置してすべきかなという話も出ましたが、議会がですね、和水町がいろんなメディアの中で取り上げられて百条委員会をすれば、町が、そういう嫌な面で指摘されるのもいけないなということの意見もあった中でですね、私も和水町ふれあい会館天井改修工事調査特別委員会設置にしたわけでございます。

町長部局は町長部局としてですね、6月の定例会では、その議会に対して、変更に至った経緯等で町長の減給、並びに教育長の減給の提案がありましたけれども、今回は何もありません。うその答弁、そして執行部は執行部として、これ関係なく非を認めて、なんらかの形で提案すべきじゃないんですか。そこも含めてお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） ただいまのふれあい会館の使用料についてでございますが、ふれあい会館の使用料については、ここに6,750円、28年度であっておりますが、利用の使用料については、毎年これぐらいの額が使用料としてあがっております。

それから、使用はいつ頃になるかということでございますが、現在7月の大雨によりまして、一部崩落をいたしております。そちらの分の修繕費のほうを9月の補正予算でお願いをしておりますので、その補正予算が通りましたならば、すぐに、その崩落した部分の天井を取り替えまして、一日も早く開館をいたしたいと思っております。

それから、ふれあい会館の設計監理の委託料でございますが、こちらの291万6,000円、こちらのほうは吉武設計室と結びまして、設計並びに管理の業務を委託したものでございます。

それから、15になります工事請負費、ふれあい会館の天井改修工事でございますが、ダクトの部分の結露の防止のほかに、電気設備等の補強、それからつり天井でございましたので、そこにありますつります分についての補強工事をいたしております。そちらの分の天井の改修工事の総額が2,592万5,856円となっております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 高木浩昭君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） 蒲池議員お尋ねのふるさと応援寄附金の返礼品の件で御答弁申し上げます。

これまで返戻金のほうにつきましては、5,000円から1万円未満ということで、町の広報誌を1年間郵送しておりました。

それから、1万円から5万円未満ということで、2,000円程度の返礼品の商品をお送りしております。また、5万円から10万円ということで、3,000円程度、それから10万円から50万円まで5,000円程度、50万円を超える金額で1万円程度ということで、返礼品を予定しております。

これを見ますと1万円から5万円未満というところでも最大20%というようなこととなります。これは、近隣の町村にいけますと、30%を超えるところもございますが、平均しますと30%を返礼品として用意してございます。このことも受けまして、和水町を選んでいただくという観点からも返礼品の金額を変更いたします。1万円から2万円未満ということで、3,000円以下の返礼品を考えております。また、2万円から3万円ということで、6,000円以下の返礼品を考えております。また、3万円から5万円未満ということで、9,000円以下の返礼品を考えております。5,000円から10万円未満ということで、1万5,000円以下の返礼品を考えております。10万円以上で2万円程度というようなことで、区分けを変更する予定でございます。

（「5万円から」と呼ぶものあり）

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） 5万円から10万円未満が1万5,000円以下ということで

す。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） ふれあい会館の工事関連についてお答えを申し上げます。

ふれあい会館の工事につきましては、従来私どもも、そう認識をしておりましたけれども、主要因はですね、天井が落ちた。主要因は点滴に端を発する天井の老朽化、あるいは疲弊によるものが主原因であるというようなことで、後刻判明したことは、決してそれが工事の主体ではなかったんですけども、ただし、この主原因につきましてはですね、電気、設備関係、あるいは天井の周りでありましてか、あるいはダクトの部分の。

○3番（蒲池恭一君） すみません、私が質問したのと違うことを答えよるけんですね、町長が。ちゃんと答えるように指示してやってください。意味がわかりません。

○議長（杉本和彰君） 休憩します。

休憩 午後3時16分

再開 午後3時16分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） すみません、前置きが長くなったもんですから、そこを申し上げておたつもりなんですけども、前置きが長くなりました。

結果的にですね、誤解を与える、あるいは誤った説明や報告という形になりましたけれども、そこは主原因がダクトの点滴が主原因であった。それに電気工事関係、あるいは天井の部材の腐食でありますとか、そういうことによつてですね。

○3番（蒲池恭一君） いいですよ、朝一番のはそれですか。

○町長（福原秀治君） そうです。ということですね、その部分で非常に誤解を与えてしまった私が、ダクトの点滴に非常に偏重した説明をいたしてまいりましたもんですから、その分は改めて、朝その部分について、おわびを申し上げた次第であります。

○3番（蒲池恭一君） 責任問題はどうするんですか。

○町長（福原秀治君） 責任については、非常に大きな責任を感じております。ただ、今回上程しなかったということにつきましては、なお調査をしていただくというようなことで、そこで真摯に、これまでの経緯を御説明申し上げ、それにふさわしい責任のとり方をしなくちゃいかんなどというのがございまして、そういう理由でございます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 3番です。緊急質問を6月の定例会でさせていただきました。その時にですね、第三者委員会を求めましたけれども、それについては、町長は認められました。

町長は、第三者に聴くのと、第三者委員会をつくるのを勘違いしてましたと言われましたけれども、ほかの執行部の方々は、そがんじゃないですよとの指摘はされなかったんですか、あなた

の自分の発言にはもうちょっと責任を、もうちょっとじゃなくて責任をもっていただきと僕は思います。

まず最初にですね、昨年4月の地震に伴い、ふれあい会館の天井隅の部分が一部破損、落下いたしました。同会館天井は、つり天井構造となっており、現在の国交省の耐震基準に合致してないということが一番の提案理由にされてるじゃないですか。それを改修工事して、違う変更してですよ、それもあたかも、今度はダクトの結露によって、それが生じたんだって。そして、そこには166万の、その工事費はちゃんと入っていたじゃないですか。全然うその答弁をですよ、議会は議会でちゃんと調査しますけど、町長は町長として責任をとるべきじゃないんでしょうか。ただただですね、ただただ延命をするべきじゃありませんよ、こういう問題は。

前、井上副町長は、その虚偽の答弁ということで辞任をされました、潔く。虚偽の答弁ですよ、虚偽の答弁、教育長は166万円が最初の設計委託料の中に入っていたのを知らなかったと言われましたので、それはそれで問題ですけど、うそじゃないでしょう答弁は、社会教育課長は166万円は知っていたと言われましたので、それに対しては虚偽だと僕は思います。

町長は、166万は知ってたんですか、知らなかったんですか、あやふやにされてますけど、知らないとも含めて、お答えいただきたいと思います。知ってるか、知らないかもですね。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 本議会の一般質問のときに申し上げたとおりでありまして、気がついていなかったということでございます。

○3番（蒲池恭一君） 166万円が入っていたというのを知らなかったということですね。

○町長（福原秀治君） 気がついていなかった。

○3番（蒲池恭一君） 知らなかったということですね。

○町長（福原秀治君） そうですね、はい。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 教育長にしろ、町長にしろですよ、これだけ今年の3月から問題になった案件をですよ、この時も言われてますけど、コンプライアンスをしっかり持ってですね、していかなければ町は運営できないと言われているのに、あなたたち自身がコンプライアンスができていないじゃないですか。そういうこともわからない、素人だからいいじゃないですよ、日頃は知らなくても、もしかしたらいいかもしれませんけど、こういう3月の定例会で一般質問が3人あって、そして6月の定例会でも緊急質問までさせていただきました。それなのに、まだまだ、この前まで知らなかったって、もう本当にですね、町長として教育長としてですね、本当にあるまじき行為ですよ、私から言わせてもらおうと。

この問題はですね、我々は検討委員会、特別委員会を設置する前に、自らは自らでちゃんと自分に処分をかけてくださいよ。これは我々の責務だと思います、僕は。

何を待ってるんですか、来年の3月もう選挙ですよ、我々は。もうないじゃないですか、責任

をとる期間が、それを待っていらっしゃるんですか。このような重要な案件を。

議会をですね、軽視じゃないですよ、これは冒瀆ですよ、私から言わせてもらおうと。

もう一度聞きます。自分で判断はできないのか、辞任する気持ちもないのか、町長、教育長、お答えいただきたいと思います。

それとですね、まちづくり推進課におかれましては、先ほどの返戻金に関してはですね、やっぱりいいカタログをつくってですね、我が町の農産物であったり特産物であったり、僕も早くから提案していましたが、やっとしていただけるなと思います。やっぱりですね、我が町のPRでもあります。

そして、これはあくまでも3割と言ってますけど、それには運送費は入りませんので、確かですね。だから、そこらへんはですね、運送費は別ですので、3割ちやっかりやるごつしてですね、そして、うちの農産物、特産品をリピーターとして買っていただく、それが我が町の活性化にもなると思いますし、今回、金栗四三先生の「いだてん」ドラマ化もあります。そういうことも含めてですね、早めに、早く10月になんとかつくり上げて、年度末ですかね、10月ぐらいにつくり上げて、そして年末にはって言われてますので、いいカタログができてですね、長洲町、南関町なんかは、すばらしいカタログができていますので、参考にはされていると思いますので、そこらへんはですね、町のPRも含めて、まちづくり推進課並びに商工観光課と課の垣根を越えて連携して頑張っていたいただきたいと思います。

町長と教育長に関してはですね、しっかりと答弁いただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 先程来申し上げておりますとおり、虚偽という意味ではですね、毛頭そのつもりはございませんで、例えば、特定アリーナ、特定天井に関する今現在の国交省の基準どおりに工事を行うとすれば、つり天井の場合は全面張り替えするか、もしくはつり天井の部分を補強するかということでございますから、そういう意味ではですね、これは言を左右するという御批判もあるかと思いますが、今回のダクトの点滴の根本的なところを対応する。それから、周りの天井の素材そのものを一部取り替えて対応する。そういうことで対応はできておったのかなというふうに理解もいたしておったところでございます。それも含めましてですね、先ほどの166万の件、大変申し訳ございません。本当にあるまじき分だと思っておりますけれども、再度おわびを申し上げたいと思います。

それから、責任という問題については、じっくり考えさせてください。よろしく申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 蒲池議員の御質問にお答えしたいと思います。

これまで、平成28年4月に起きました地震、それに伴いまして天井の一部崩落がありました。その当時、私自身、そのふれあい会館の件に関しましては、地震による崩落であることは間違いないと、ただ、その大もとになることを自身については、また十分わかっておりませんでしたし、

それから、途中11月に協議が行われ、12月の契約変更届けと、こういう中で、このような計画をすれば、安心して安全で町民の皆様に使っていただけるんだというような、そういう思い、そういうようなことで、実際図面上で、または設計書で具体的にここが幾らかかり、このために幾ら予算化しているというようなところまで私自身、見取れていませんでした。そのことで、私は設計変更ということ、そういう意味でダクトの周辺を中心に、そして電気、またはほかのところの補強をすれば大丈夫だという、そういうような捉え方をしたところでございました。

そのあと御指摘があり、3月に安全であるかどうか、そういうようなことも御質問をいただいた中で会館自身の開放につきましても、しばらく専門の方に来ていただいて、もう一度安全であるかどうかの確認をさせていただきたいというようなことで、5月8日の日に業者さんも来ていただき、この状態であれば大丈夫だと、使ってもよろしいというような、100%というのは、これは無理、保証できることではないけれども、そういうようなことで使ってもらっていいというようなことでしたので、早速開放に向けて考えておりましたけれども、6月議会、それから7月に入りましてからの豪雨により、また雨漏りの天井崩落というのがありましたものですから、いよいよもって、これはどうかしなければいけないというようなことで、さらにその時に初めて、もう一度設計書等も見させていただいたところです。その折に担当課長、係等とも打ち合わせの中で、1字1字数字を見る中で166万というのが、きちんと当初からあげられ、そして変更されたものが上のほうに書いてありました。やはり同じ金額で記載されてありました。そういうことを私自身が気づいたといえますか、非常に私自身、そういうところに目を向けていなかった、と同時に、そこまで理解していなかったと。そういうようなことで天井のダクト、結露防止、それを中心にすればというような、そういう捉え方をしておりました。

ですから、虚偽というような御質問内容でもございましたけれども、虚偽というのは、先日議員も御指摘ありましたように、知っていること、十分理解していること、そういうこと偽り、そういうものをもって述べるのが虚偽になるかと、そんなふうに捉えた。そういうことで、私は本当にそういうことで、それは虚偽とかではなくて、私自身設計書等の見取りが十分でなかったということについてですね、反省しているところです。

大変ご迷惑をおかけしているところでございます。この議会で改修費を補正であげさせていただきましてけれども、それがぜひどうか通過させていただければ、すぐにでも修理して開放したいと考えているところです。

それから、責任問題ということでございますけれども、確かに大きな問題であります。簡単に責任逃れということはできませんけれども、今ここでどういう形で、どんな量定のというようなことについては、まだ今は熟慮中でございますので、その件に関しては、お答えを差し控えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 高木浩昭君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） 蒲池議員のですね、ふるさと応援寄附金の件で御答弁申し上げます。

御提案いただきました件につきまして、大変ありがたく承知したいと思います。お礼品の充実を図りまして、和水町のPRに当たっていきたいと思います。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 決算書の1ページ、1ページの地方消費税交付金、これが決算で収入済額が1億8,042万1,000円と、この中で、そのうちに社会保障財源分として7,704万4,000円と、半分以下が社会保障費に使われているということだと思います。括弧して保健衛生費に使用というふうになっておりますので、そうかと思いますが、これは27年度に比べて2,824万4,000円減というふうになっております。27年度は2億866万5,000円というふうになっておりますが、13%ぐらい減少しておりますが、これはどういう理由から減少になっているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） この理由ですけれども、県等々に問い合わせてみないと、ちょっと今現在では把握はいたしておりません。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） 4番、豊後です。成果報告書のほうで、ちょっとお尋ねをしたいと思います。21ページの、これは総務課のほうにお願いしたいんですが、災害対策費の中で、防災行政無線施設管理費の中のJアラート装置、UPS交換工事というのが18万3,000円出ておりました。これについて、ちょっと御説明をお願いしたいんですが。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 申し訳ございません。詳細を説明する資料を持ちあわせませんので、早急に調べさせていただければと思います。すみません。

○議長（杉本和彰君）

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） これは今、北朝鮮のほうからのミサイル等で緊急の防災無線だろうというふうに思います。

和水町において、このJアラートを稼働させた経緯はございますか。

それと他の市町村ではですね、Jアラートが鳴ったら避難訓練をされております。頑固な建物の中に入るとか、地下のほうに入るとか、そういう指導がなされておるのも事実なんですけど、和水町で、このJアラートについてですね、そういった広報とかやられたのか、それをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） まずJアラートを使用したことは、昨年熊本地震がございました。

震度4になりますと、和事で震度4じゃなくてもですね、県内の熊本市で震度4あれば、おのずと県内に、このJアラートで知らせるような形になってございます。

それと議員御指摘がありましたJアラートでの避難訓練等々につきましてのチラシはございました。ただ、ちょっと広報等々に掲載したかどうかは定かではありませんので、それも含めて、後で回答させていただけたらと思います。お願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） これが最後ですが、熊本県下の中で今回ミサイル発射が立て続けに行われましたけれども、そういったJアラートに関しての広報といいますか、県のほうからの何か通達というのはあっていますか。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 確認はしておりませんが、西日本東北のほうでJアラートが鳴りましたですね、あれは国のほうの操作でやられていると思います。

それと危機管理の時の体制ですけれども、北朝鮮がミサイルを出したとか、先日の台風が近づいてるとか、何十年に1回の大きな、これはメールで随時消防主任、それに私、随時情報が入っております。それに基づいて、警戒対策本部なり対策本部等々の設置をしているところでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

（「議長」と呼ぶものあり）

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 10番です。この案件の採決には、先ほど私の申すことは述べておりますので、退席したいと思います。退席の許可をお願いをいたします。

（10番、池田龍之介君 退席）

○議長（杉本和彰君） この採決は起立によって行います。

認定第1号、平成28年度和水町一般会計歳入歳出決算を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、認定第1号は、認定することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後3時41分

再開 午後3時55分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

豊後議員、笹渕議員の質疑に対し、答弁漏れがありました。

執行部の答弁を許可します。

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） まずは、先ほど笹渕議員のほうから消費税が落ち込んでいる理由ということで、お尋ねになりましたことに対しまして回答いたします。

消費税の趣旨等から考えられますことですが、消費税ですので全国的な消費の落ち込みプラス確定申告、それと、いわゆる案分するときは熊本県が行いますので、町全体の人口減と、そういったものが考えられるということでございます。以上でございます。

それと、豊後議員の御質問です。

成果報告書のJアラートのUPSとありますけれども、これの取り替え工事と交換工事ということで、これはちなみにバッテリーのことだそうです。それぞれ停電したときも、この無線は鳴るようにしておかなければなりませんので、老朽化に伴うバッテリーの交換工事ということです。

それとミサイル等々の広報についてということですが、今テレビ等でも「頑固な建物に隠れてください」「窓から離れてください」とかあっておりますが、そういったこともありまして、町独自の広報誌への掲載、チラシの配布等は行っておりません。

それとJアラートの訓練は、年に2回程度実施をいたしております。以上です。失礼いたしました。

日程第14 認定第2号 平成28年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算

○議長（杉本和彰君） 日程第14、認定第2号「平成28年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 平成28年度の予算案の国保税の値上げというのが提案されましたけれども、この時、私は反対をして、一般会計から繰り入れるということで、町民の負担を増やさないほうがいいんだということで発言をしたわけですが、28年度の決算状況を見てみますと、27年度と比べまして、28年度が国民健康保険税が6,154万7,000円増えております。

これは増減率として27.9%、これだけ保険税、税額が増えているということなんですが、その

一方で、国庫支出金が7,615万3,000円減額になっています。この国庫支出金が減ることもあって、こういった国保税の値上げにもつながったのかなというふうに思いますけれども、現在、国保運営協議会の委員でありますので、質問はしないということにしたいと思いますが、このように27.9%も前年比と比べて国保税が上がったということで、実は先月、町民の方から自分の夫が病気になるって、毎月4万から5万かかっていると、その上、国保税が今年になってとても上がったということで、もう払えないと、そういう話が女性の方からありました。こういったことを考えますと、増減率で27.9%も上がったということで、そういった町民の方の負担増が出ているのではないかなというふうに思います。

質問はしませんけれども、私は、この提案については反対ということ述べておきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 石原康司君

○税務住民課長（石原康司君） 今の笹淵議員の御質問にお答えいたします。

まず国保税のほうですけど、28年度におっしゃったとおり、税率を改正しましたので、6,000万程度増加をしております。その分、医療費の減ということで、医療費のほうもその分実は下がっております。それに対して、先ほどの国保の調整交付金、国の補助金とおっしゃった分に関しても、医療費の下がった分、やっぱり補助金のほうも下がりますので、若干バランスが悪かったと、国保税、昨年度までは基金のほう2億円程度ありまして、10年間税が上げてありませんでした。昨年度が7,000万程度、基金の取り崩しをしておりますので、そこで初めて計算した結果が、この28年度の税率改正だったんですけど、若干そこが甘かったという部分と、もう少し医療費を削減すれば、この405万というのはギリギリのところではなかったかなということで、今考えております。

御存じのとおり、来年からは都道府県化になりますので、それに向けて運営審議会等で、もう一度検討していきますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 3番、蒲池です。6ページの1、1、1、2節のですね、滞納繰越金分といたしまして、148万7,885円が不納欠損とあがっております。この内訳をお聞きしたいと思いますし、また、収入未済額が2,800円、トータルで2,997万1,107円あがってます。ここ数年の二、三年でいいですけども、経緯、金額の経緯並びにですね、どういう徴収の仕方をされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 石原康司君

○税務住民課長（石原康司君） 蒲池議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の不納欠損ですけど、28年度が148万7,885円出ております。内訳としましては、まず、地方税法の18条の1で所在不明の方、所在が不明の方が4期分で2万3,880円、それと生活

困窮の方が25期、金額のほうで47万7,645円、それと一番大きいのが執行停止の3年経過ということで、これが61期で98万6,360円ということで、合計の148万7,885円が不納欠損ということで、今年度落としております。

この流れとしましては、例年執行停止とか、こういった形で見ておりまして、横ばいというような形になっております。もう一つの繰り越しのほうですけど、これは出納閉鎖までに納期がきてですね、現年度分で支払いがなかった分ということで、今回が1,058万4,000円ぐらい収入未ということで出ております。こちらの分も今年から納付を忘れている方とか納期が3月31日で終わった後、6月とか7月頃払われたらここに出てきますので、納期限を守るような形で新しい事業といたしますか、現年度の方には電話を入れて納付期限を忘れていませんかとか、できれば期限が過ぎていきますので、納付書ありますかとかですね、そういったことを声掛けしながら期限内に納めていただければ、こちらの収入未というのは少なくなってくるので、そういう対応をしていきたいと思っております。以上です。

（「徴収の仕方」と呼ぶものあり）

○税務住民課長（石原康司君） すみません。徴収の仕方ですけど、これは税のほうで取りまとめてやっておりますので、当然納期限が遅れた方には催促状を発行すると、あとは差押え、または預金調査とか、とりあえず28年度は全部で50件ほど、ほかの税も入れてですね、50件ほど滞納の差押え等は実施しております。

先ほど言いましたように、今度は滞納がなくても納期限が遅れた方、そちらに納期限を忘れてませんかというような電話コールを掛けながら、期限内に納めていただいて、新しい滞納が発生しないようにしていきたいと思っております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 滞納繰越区分がですね、1,800万に對しまして、今年度の28年度の決算で1,000万増えているということはですね、確かに28年度から国民健康保険税が上がりました。本当にですね、私たちも承認する立場の中で心苦しくも賛成をさせていただきましたけれども、やっぱりですね、しっかりと向き合いながら徴収していただきたいと思ひますし、不公平さをなくさなければいけない。そして、なんと言っても国保がなくなるわけにはいきません、これはですね。だけん、そういう理解をしていただくようにですね、いま一度広報とかに載せてですよ、やっぱり国保のみんなが助け合いという中で必要なんだというのをいま一度町民の方々に理解していただいて、そういう徴収につながることも一つではないかと思ひますので、今のところで検討していただきたいと思ひます。答弁をお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 石原康司君

○税務住民課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今御指摘があったように、国保の運営協議会、今年は4回開催するようしております。なかなかこういった納期限の納付日がいつですよという通知は、4月の段階でホームページ、又は広

報で出しておりましたが、「お忘れでないですか」というようなですね、そういった案内とか、国保の今でしたら特定健診等をいっぱいやっておりますので、それに踏まえながら、そういったのを報告しながら、その中にも「国保税で賄っています」というような、そういったPRを続けながらですね、こういった滞納を整理していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 本当にですね、先ほども申しましたけれども、この国保をみんなで助け合いながらですね、やっぱり健康な時にはですね、無駄なお金と思われがちでありますけれども、いざ病気をしてですね、大病になった時ですね、このように助かる保険制度というのは、世界にも、私は日本がすべてにおいてですね、いい社会保障制度ができています。その反面、借金大国であるということも間違いない事実であります。そういうことを町民の方々に、やっぱりこの制度をなくすわけにはいきませんので、それと不公平をなくすべく、やっぱり先ほど申したとおりですね、広報誌等にですね、国保並びにいろんな介護保険料もそうですけど、やっぱりみんなの助け合いで、これは成り立っているんだと、やっぱり無駄なお金じゃないんだというのをですね、いま一度こういう広報等で周知して、そして、職員の方々も大変だと思いますけれども、この徴収もしなければいけませんので、そういうことも踏まえながらですね、こういう滞納とか未収金額にならないように努力していくことも必要だと思いますので、よろしくお願いいたします、質問に代えさせていただきます。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 石原康司君

○税務住民課長（石原康司君） 今の意見をいただいたとおり頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

認定第2号、平成28年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、認定第2号は、認定することに決定しました。

日程第15 認定第3号 平成28年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算

○議長（杉本和彰君） 日程第15、認定第3号「平成28年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

認定第3号、平成28年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算を認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、認定第3号は、認定することに決定しました。

日程第16 認定第4号 平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算

○議長（杉本和彰君） 日程第16、認定第4号「平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

認定第4号、平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、認定第4号は、認定することに決定しました。

日程第17 認定第5号 平成28年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算

○議長（杉本和彰君） 日程第17、認定第5号「平成28年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

認定第5号、平成28年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、認定第5号は、認定することに決定しました。

日程第18 認定第6号 平成28年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算

○議長(杉本和彰君) 日程第18、認定第6号「平成28年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

認定第6号、平成28年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、認定第6号は、認定することに決定しました。

日程第19 認定第7号 平成28年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算

○議長(杉本和彰君) 日程第19、認定第7号「平成28年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 3番です。4ページの2、1、1、浄化槽使用料ですね、1節の。69万1,120円、これについてですね、これ確か保証人は2名つけていた、1名だったかな。これなかったですかね。

○建設課長（中嶋光浩君） 浄化槽は保証人はありません。

○3番（蒲池恭一君） これ、つけてなかったんですかね、ああそうですか。

今のですね、保証人がついているのか、ついていないのかお聞きしたいと思います。

それとですね、これも基準外繰り入れをしています。これはですね。先ほどの下水道にしろ、簡易水道にしろ、今、一般財源の基準以内じゃなくて基準外繰り入れをしていますので、そのへんを含めたときですね、先ほど7万幾らとかもありましたけれども、今回69万1,000円、保証人があるのかなのかについてですね、それと国庫支出金が減額されてますよね、2,279万1,000円、それについて説明をしていただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 28年度一般会計繰入金を1,477万4,000円しております。

27年度は、2,063万5,000円でした。これは前年比586万1,000円の減なんですけれども、こちらは、浄化槽の設置工事が減少したことに伴い繰入金が減少したということでございます。

それと、保証人はつけておりません。

○3番（蒲池恭一君） ほんとですか。

○建設課長（中嶋光浩君） はい。

○3番（蒲池恭一君） 1名つけてないですか。

○建設課長（中嶋光浩君） 浄化槽はないですね。

○3番（蒲池恭一君） これは町設置型ですよ。

○建設課長（中嶋光浩君） 町設置型です。

国庫支出金は、こちらの浄化槽設置工事の減に伴う減少です。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） すみません。私、勘違いだったですかね。平成二十三、四年ぐらいから始められたと思います。その時ですね、保証人はつけるべきだと言って、僕は承認したつもりだったんですけど、ただ保証人がないといたしますと69万1,120円がですね、なかなか徴収がしにくいのかなと、そこらへんをですね、どのように徴収されて、これは内訳がどうなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 28年度末の特定浄化槽の未納者でございますけれども、内訳としまして、27年度までの未納者が6名で55万2,880円、28年度単年度分で14名、13万8,240円、計の69

万1,120円となっております。

この分につきましても、毎月督促手数料を発送したり、電話で支払いを促す、あとは個別徴収を行っているところでございます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） これは5年間で不納欠損になるんですかね。

それとですね、徴収、これこそまさにですね、自分が使った浄化槽やけんですよ、町設置型ですよ、これが増えたらですよ、町の財政に本当に緊迫する事態になりかねないと思いますので、やっぱりここらへんはですね、建設課は大変でしょうけど、先ほどのですね、住宅の滞納にしてもですね、対応しなければいけませんけれども、そこらへんも含めてですね、いま一度5年で欠損になるのかならないのかとかですね、そこらへんちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 私債権といいまして、5年で取れなくなるということはございますけれども、本人様のほうにはですね、あくまでも使用した分についての滞納でございますので、支払いを促すということで、御本人様にも納得していただいて、引き続き使用料を払ってもらうということで取り組みをしております。

○3番（蒲池恭一君） 過年度の徴収はよかつね。

○建設課長（中嶋光浩君） はい、過年度分も同じようにしております。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

認定第7号、平成28年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、認定第7号は、認定することに決定しました。

日程第20 認定第8号 平成28年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算

○議長（杉本和彰君） 日程第20、認定第8号「平成28年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

認定第8号、平成28年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、認定第8号は、認定することに決定しました。

日程第21 認定第9号 平成28年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算

○議長(杉本和彰君) 日程第21、認定第9号「平成28年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

認定第9号、平成28年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、認定第9号は、認定することに決定しました。

日程第22 認定第10号 平成28年度和水町病院事業会計決算

○議長(杉本和彰君) 日程第22、認定第10号「平成28年度和水町病院事業会計決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

認定第10号、平成28年度和水町病院事業会計決算を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、認定第10号は、認定することに決定しました。

日程第23 報告第4号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（杉本和彰君） 日程第23、報告第4号「平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 報告第4号、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、次のとおり、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告いたします。

平成29年9月8日提出、和水町長福原秀治でございます。

報告書に基づき、順次説明を申し上げます。

財政健全化法により、前年度の決算に基づく町の財政の健全化性を判断する指標を実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つと、資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表しなければならないと規定されております。

この規定に基づき議会に報告をするものでございます。

では、本町の健全化判断比率について、説明を申し上げます。

比率を出します分母、分子ありますけれども、基礎となります標準財政規模が分母にあたります。若干説明させていただきます。

地方自治体の一般会計の標準的な規模を示す指標で、健全化指標を計算する際の分母となるものでございます。全国の自治体を同じ基準で算出することで、健全化の判断となる比率を自治体間で比較することができるものです。和水町の標準財政規模は、46億3,800万円程度でございます。

では、健全化判断比率の四つについて、順次説明を申し上げます。

まず、実質赤字比率でございます。一般会計を対象として、収支が赤字である場合の標準財政

規模に占める割合を示すものです。本町の場合、一般会計は実質収支が黒字であるため、実質赤字比率の数値は掲載がございません。

次に、連結実質赤字比率は、普通会計に特別会計、それと企業会計を加えた全会計が対象となります。全会計を合わせた収支が赤字である場合の標準財政規模に占める割合を示すものです。資金不足が生じていないため、連結実質赤字比率の数値は掲載がございません。

次に、実質公債費比率ですけれども、標準財政規模に占める公債費の割合、過去3カ年の平均値でございます。

具体的には、普通会計、特別会計、企業会計及び本町が加入する一部事務組合である有明広域行政事務組合、熊本県市町村総合事務組合、後期高齢者医療広域連合を加えた公債費額から、基準財政需要額に算入された額を減じて求めた金額を標準財政規模から基準財政需要額に算入された金額を差し引いて求めた金額で除して求めた比率となります。この比率が18%を超えますと、起債のための必要な手続きが現在協議なんですけれども、18%を超えますと県の許可といったような形に変わってまいります。本町の場合、実質公債費比率は7.1%でございます。

次に、将来負担比率は、一般会計地方債の現在高と一部事務組合負担等の額が対象となります。将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示すものです。本町の場合、将来負担比率の数値はございません。よって、掲載はいたしておりません。

4指標とも括弧書きの部分が国が示す健全化判断比率をいずれも下回っており、指標を基準とした場合は、健全な財政運営がなされているという状況であると言えます。

最後に、資金不足比率は、病院、簡易水道、特別排水、下水の公営企業会計のみを対象とし、資金不足額が事業規模に占める割合を示すものでございます。本町の場合、いずれの公営企業会計も資金不足が生じていないため、資金不足比率の数値はあげてございません。

2ページ以降につきましては、監査委員の意見書を付しております。

以上で、報告第4号の説明を終わらせていただきます。

○議長（杉本和彰君） 本案について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第4号、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午後4時32分

再開 午後4時33分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24 同意第3号 監査委員の選任について

○議長（杉本和彰君） 日程第24、同意第3号「監査委員の選任について」を議題とします。
提出者の説明を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 同意第3号、監査委員の選任についての提案の理由を申し述べさせていただきます。

同意第3号、監査委員の選任について、和水町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるというものでございます。

記

敬称を省略させていただきます。

住所、和水町上板楠1676番地。

氏名、竹下進一。昭和25年5月11日生まれ。

平成29年9月8日提出でございます。和水町長、福原秀治でございます。

提案の理由でございます。

監査委員を選任するときは、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

少しだけ補足させていただきますと、皆さん御案内のとおり、竹下進一、平成25年9月24日から本町の監査委員として御尽力をいただいております。

9月23日をもって、任期満了となりますものですから、引き続き、この役を担っていただきたいということで、提案を申し上げる次第でございます。

御案内かとは思いますが、竹下氏におかれましては、現役時代は国税局、あるいは税務署の要職等々を42年間お勤め上げになられまして、その後に税理士を開業されまして、25年9月24日、和水町の監査委員に御就任をいただいております。

御案内のとおり、公正中立で精力的に御尽力をいただいております。

何とぞ御同意をいただきますようお願いを申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議長（杉本和彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第3号、監査委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、同意第3号は、同意することに決定しました。

日程第25 発議第2号 和水町ふれあい会館天井改修工事調査特別委員会設置に関する決議について

○議長（杉本和彰君） 日程第25、発議第2号「和水町ふれあい会館天井改修工事調査特別委員会設置に関する決議について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

9番 荒木拓馬君

○9番（荒木拓馬君） こんにちは。ただいまから発議第2号、和水町ふれあい会館天井改修工事調査特別委員会設置に関する決議について、提出理由の説明を行います。

上記の議案を別紙のとおり和水町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出するものであります。

次のとおり、和水町ふれあい会館天井改修工事調査特別委員会を設置するものとする。

名称、和水町ふれあい会館天井改修工事調査特別委員会。

設置の根拠、地方自治法第109条及び和水町議会委員会条例第5条によるものであります。

目的、和水町ふれあい会館天井改修工事の問題点に対する調査。

委員の定数、6名。

調査の期限、平成29年12月末日とし、議会閉会中も継続して調査できるものとするものであります。

以上が、和水町議会ふれあい会館天井改修工事調査特別委員会設置に関する決議についての提出理由であります。

どうか、慎重に御審議のうえ、御採択賜りますようお願い申し上げまして、提出理由の説明といたします。

○議長（杉本和彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第2号、和水町ふれあい会館天井改修工事調査特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後4時00分

再開 午後4時47分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、会議の都合によって、あらかじめ延長します。
しばらく休憩します。

休憩 午後4時47分

再開 午後5時10分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました和水町ふれあい会館天井改修工事調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することとなっております。お手元にお配りしました名簿のとおり、指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。したがって、和水町ふれあい会館天井改修工事調査特別委員会は、お手元にお配りしました名簿のとおり、選任することに決定しました。

正副委員長の互選がっておりますので、報告いたします。

委員長に、荒木拓馬君、副委員長に荒木政士君。

以上のとおり決定しました。

よろしく願いいたします。

日程第26 陳情等の常任委員長報告

○議長（杉本和彰君） 日程第26、陳情等の常任委員長報告についてを議題とします。

常任委員会に付託した陳情等について、委員長から、委員会審査報告書が提出されました。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

総務文教常任委員会に付託した陳情等について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 荒木拓馬君

○総務文教常任委員長（荒木拓馬君） 総務文教常任委員長の荒木でございます。

本定例会において、総務文教常任委員会に付託されました陳情等の審査の結果について報告いたします。

審査につきましては、9月14日、委員室におきまして、建設経済委員会との連合審査を行っております。受付番号第179号、全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情についての審査結果は、採択です。

以上で、本委員会に付託されました陳情等の審査の結果について、報告を終わります。

○議長（杉本和彰君） 委員長の報告を終わり、これから委員長報告に対する質疑を行います。

受付番号第179号、全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 質疑を行います。

この陳情については、全国森林環境税創設促進議員連盟というところから提出されております。中身は、全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情についてであります。

要するに、現在の森林が全国的に荒廃をし続けているので、国民から環境税をいただいて、その税金のもとに森林を整備していこうという趣旨だろうというふうに思います。

しかし、私が思いますのは、今の森林が荒廃してきているというのは、そこで働く人たちが、どんどん減少をすると、そして、森林あるいは農業予算が、国の予算がどんどん削られてきたと、そのことによって後継者も減って減少し、そして、荒廃をするという状況になってきているかというふうに思います。

そういったときに、国民の税金によって森林を回復させると、こういったことが果たしていいのかと、私はこういう森林税を新しくつくるよりも、国に対する森林の予算を増やしてもらい、こういった意見書を出すことこそ、必要だというふうに思います。

その点でお聞きをしますが、変わりはないかと思っておりますので、この意見書採択については、反対の態度を表明しておきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

9番 荒木拓馬君

○9番（荒木拓馬君） 今、笹渕議員が申されましたけれども、今後市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、また個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市、地方を通じて、国民に等しく負担させることを基本として、森林環境税の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について、総合的に検討し、平成30年度税制改正において、結論を得るといふことだそうでございます、詳しくは。

国民の意識を高めるという意味においてですね、やっぱり均等に徴収するということは、必要なことではないかというように考えるところであります。

○議長（杉本和彰君）

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） 4番、豊後です。この件につきましては、総務と建設経済と合同の審査を行いました。その中で内容的には、このパンフの裏に書いてありますような、趣旨であるという認識をしたところです。

やはり、森林を保護する、森林を活用するということが、自然環境を保つという大事な機能を働くものだというふうに思います。

今、国の概算予算でも、かなり厳しい予算でございます。これを国民一人一人が担うということは、税の平等性からいけば、私は、こういう税というのは大事な部分だろうというふうに思い

ます。

ただ、やはり所得税、そういった部分での所得がある方についての税の上乗せと申しますか、そういう部分でございますので、全ての方々に負担行為が発生するという部分ではないというふうに思います。やはり、我々も住んでいる中山間地域、森林が多ございます。この中で、今、笹渕議員がおっしゃったように、年々と、それに携わる人たちの高齢化が進み、森林が荒れてくる。なおさら、こういう税のもとにですね、担い手の方々をつくりあげるといのは、私は大事な役割だというふうに思って、これには採択をいたしました。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、採択です。受付番号第179号、全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、受付番号第179号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第27 閉会中の継続審査について

○議長（杉本和彰君） 日程第27、閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務文教常任委員長、厚生常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました閉会中の継続審査申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第28 閉会中の継続調査について（各委員会）

○議長（杉本和彰君） 日程第28、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第29 議員派遣について

○議長(杉本和彰君) 日程第29、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後5時24分

再開 午後5時26分

○議長(杉本和彰君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、議員提案で発議第3号、「全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について」が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、議題としたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。

発議第3号を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第3号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について

○議長(杉本和彰君) 追加日程第1、発議第3号「全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について」を議題とします。

発議第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

発議第3号、全国森林環境税の創設に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長(杉本和彰君) これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第3回和水町議会定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月8日以来、12日間、議員各位におかれましては、御熱心に審議を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

また、会議を通じて、議事進行に各位の御協力を得ましたことを重ねてお礼申し上げます。

また、町長はじめ、町執行部におかれましても、審議の間、常に真摯な態度をもって審議に協力されました御苦勞に対しまして、深く敬意を表しますとともに、今期定例会において、成立しました諸議案の執行に当たって、適切なる運用をもって進められ、町政の発展のため一層の努力を致されんことをお願い申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

これで、平成29年第3回和水町議会定例会を閉会します。

起立願います。御苦勞さまでした。

閉会 午後5時31分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員